

審査意見への対応を記載した書類（7月）

（目次）工芸学研究科 建築学専攻

【大学等の設置の趣旨・必要性】

1. <大学院の設置の意義・必要性が不明確>

「育成する人材像」及び3つのポリシーについて、以下の観点で不明確なため、具体的に説明するとともに、必要に応じて修正すること。

（1）申請書類の複数の箇所に「最短で一級建築士資格と修士学位資格を目指す」との記載が散見されるが、「育成する人材像」と3つのポリシーの内容に照らして不適切な説明であることから、適切に改めること。

（2）本大学院の基礎となる学部等として工芸学部美術工芸学科と建築学科が存在する中で、工芸学研究科に建築学専攻のみを設けることの意義・必要性が不明確であることから、「育成する人材像」と3つのポリシーとの整合性も含めて明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

2. <アドミSSION・ポリシーとの整合性が不明確>

入学者選抜について、出願資格等が明示されておらず、アドミSSION・ポリシーとの整合性が不明確である。具体的な入学者選抜の出願資格等を明示するとともに、アドミSSION・ポリシーとの整合性について明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・ 13

3. <学生確保の見通しが不明確>

学生確保の見通しの根拠として、本大学院への主たる入学対象者として想定している、設置者が設置する2校の在学学生及び卒業生を対象としたアンケート調査結果が示されているが、「どちらともいえない」及び「入学したいと思わない」の割合が全体の80%（288人）を占め、「ぜひ入学したい」及び「入学したい」の割合は7%（23人）に留（とど）まっており、その全員の受験が確定的でない中で、入学定員（10人）に対する学生確保の見通しとして十分か否かの考え方が客観的に示されているとは言い難（がた）い。また、学外からの学生に係る見通しも明示されていないことから、社会人や留学生を含む学内外に係る学生確保の見通しについて、より具体的かつ明確に説明するとともに、その根拠を明示すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

【教育課程等】

4. <実務教育科目の質の担保に係る方策等が不明確>
実務教育科目の教育の質を担保するための方策が不明確である。例えば、実習先との間で、実習目的や実習内容、指導・評価方法、その他必要な事項等を定めた協定を結ぶなど、実務教育科目の教育の質を担保するための方策等について明確に説明すること。
(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
5. <成績評価方法の設定に係る考え方が不明確>
成績評価方法について、レポートや定期試験等の点数配分及び合格基準となる合計点数を示した科目と、提出作品や研修報告書の内容等から総合評価を行うことを示した科目があるが、それぞれどのような考え方で成績評価方法を設定しているのかが明示されていないことから、客観的合理性をもつ成績評価が可能であることが明らかになるよう、成績評価方法の設定に係る考え方を示すこと。また、提出作品や研修報告書の内容等から総合評価を行うことを示した科目については、成績評価基準を併せて明示すること。さらに、成績評価に「平常点」を用いている科目が散見されるが、その定義が不明確であることから、明確に説明すること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
6. <履修単位の上限が不明確>
学部・大学院連携カリキュラムについて、学部生が大学院科目を履修する際の単位の上限が不明確である。仮に履修単位の上限が設けられていない場合、学部教育との区分が不明確となり、大学院の運営に支障が生じる懸念があることから、当該カリキュラムにおける学部生の履修単位の上限について明確に説明するとともに、必要に応じて改めること。また、学部・大学院連携カリキュラムの対象科目が不明確であることから、明確に説明すること。
(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
7. <修士研究の設定趣旨が不明確>
卒業要件の一つである「修士研究」について、修士論文又は修士設計の提出を求めているが、「高度な専門知識と豊かな教養を発揮し、現実の課題を解決していく実践力を身に付けた人間性あふれた新たな人材、即ち、高度専門的職業人を養成する」との「育成する人材像」に照らして、いずれか一方のみを卒業要件として課すことの妥当性が不明確であることから、明確に説明すること。(改善事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

【教員組織等】

8. <教授会に出席できる教員数の適否が不明確>

専任教員の教授6名のうち4名が定年年齢を越えて「特別任用教員」として採用されており、「京都美術工芸大学特別任用教員に関する規程」によれば、「特任教授は教授会に出席できない」と規定されていることから、本研究科から教授会に出席できる教授は原則として2名のみとなるものと考えられる。教育研究に関する重要な事項について意見を述べる教授会の役割に照らして、本研究科から教授会に出席する教授2名のみでは、例えば、課程の修了や学位の授与など、本研究科の運営等に支障を来すことが懸念されることから、その適否について明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・ 45

【名称、その他】

9. <十分な教員室のスペースが確保されているか不明確>

教員が用いる「教員室」について、「共同室」と「教員室（小部屋）」が設けられているが、その使い分けが不明確であることから、明確に説明すること。また、専任教員11名に対して、「教員室（小部屋）」が10名分しか設けられておらず、大学院設置基準第19条に抵触する懸念があることから、教員が研究や学生指導を行うために必要なスペースが確保され、情報管理が適切に行えるような機密性が確保される構造になっているか、明確に説明するとともに、必要に応じて改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・ 46

10. <所蔵図書の整備状況が不明確>

図書館の所蔵図書として、「図書、学術雑誌、電子ジャーナル、視聴覚、機械・器具を所蔵している」との記載があるが、例えば、基本計画書における電子ジャーナルのタイトル数が、本大学院のみならず、大学全体においても「0」となっているなど、不整合が生じており、教育研究上必要な資料が系統的に整理して備えられているか不明確であることから、明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・ 52

11. <学生納付金の設定の考え方が不明確>

「大学としての社会貢献の一環として、学生学納金に関しては、可能な限り低く設定することとした」とあるが、併せて示されている「近隣大学院等の学生納付金調べ」の結果では、授業料の金額は安価なもの、それ以外の入学金、施設設備費、初年度納付金（合計）の金額は比較対象の中で最高額となっていることから、改めて、学生納付金の設定の考え方について、根拠を含めて明確に説明すること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・ 54

(是正事項) 工芸学研究科 建築学専攻

1. <大学院の設置の意義・必要性が不明確>

「育成する人材像」及び3つのポリシーについて、以下の観点が不明確なため、具体的に説明するとともに、必要に応じて修正すること。

(1) 申請書類の複数の箇所に「最短で一級建築士資格と修士学位資格を目指す」との記載が散見されるが、「育成する人物像」と3つのポリシーの内容に照らして不適切な説明であることから、適切に改めること。

(2) 本大学院の基礎となる学部等として工芸学部に美術工芸学科と建築学科が存在する中で、工芸学研究科に建築学専攻のみを設けることの意義・必要性が不明確であることから、「育成する人物像」と3つのポリシーとの整合性も含めて明確に説明すること。

(対応)

「育成する人物像」と3つのポリシーの内容に照らして、大学院の設置の意義・必要性の説明が不十分であったので、まず不適切な説明を削除した上で、「育成する人物像」と3つのポリシーの内容を具体的に説明し、建築学専攻のみを設けることの意義・必要性が明確となるように文章を修正した。

(1) アドミッション・ポリシーについて、「最短で一級建築士資格と修士学位資格を目指す」との記載は不適切な説明であったのでこれを削除し、入学時に求める学生像を、アドミッション・ポリシーに合致した「常に自己の可能性を追求していく持続性や熱意を持ち合わせ、真摯に学業に励むことのできる素養を持った以下のような学生を求める」とする説明を加えた。また、「学生の確保の見通し等を記載した書類」にも類似の表現が4箇所あり、いずれも不適切な説明であるため削除した。

(2) 大学院設置に関しては、「育成する人物像」と3つのポリシーとの整合性も含めて説明が不十分であったので、以下のような説明を加筆した。

中央教育審議会答申『新時代の大学院教育』(平成17年9月5日)では、「大学院に求められる人材養成機能」を以下の4つに整理し、機能ごとに必要な教育が実施されることを求めている。

- ① 創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成
- ② 高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成
- ③ 確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成
- ④ 知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成

本学大学院の機能は、この内②に該当するが、答申において②に対応した教育として、「理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを応用する能力が身に付く体系的な教育課程」が求められている。

一方、本学大学院は、社会の複雑化、技術、とりわけAI関連技術の高度化などが進行する中

で、美術工芸、建築などとの関係が深い人間の創造的能力の重要性が再認識される状況もふまえて、本学の教育目標をより高度に展開しつつ、上記の「理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを応用する能力が身に付く体系的な教育課程」を実現することを目指して設置を検討してきたものである。

とはいえ、美術工芸分野と建築分野とでは、設置をめぐる社会環境が異なり、本学の2学科に対応した美術工芸学専攻と建築学専攻の2専攻の内、現時点で設置の必要性、緊急性がより高い建築学専攻を先行して設置することとし、美術工芸学専攻については将来の設置を前提として検討を続けることとした。建築学専攻のみを先行して設置する意義・必要性は、以下の通りである。

すなわち、日本の建築を取り巻く社会環境は、人口減少・少子高齢社会の進行、地球環境問題の深刻化と多様な災害リスクの増大、経済のグローバル化と地域生活文化の衰退などを背景としてますます複雑化し、建築実務者に求められる知識や技術は必然的に高度化してきている。こうした社会的ニーズに応えられる人材を育成するためには、従来の4年制大学で行われてきた教育プログラムに加えて、より専門性の高い教育プログラムが必要であり、学部4年に大学院修士課程2年を加えた6年の教育の必要性が急速に高くなってきている。

また、日本建築学会などで長年検討を続けてきた建築士（建築家）資格の国際相互認証の枠組みにおいて、先進諸国では建築技術者 (Building Engineer) 資格を含まない建築家 (Architect) 教育期間を最低5年以上としているのに対して、建築技術者資格を含む建築士制度を運用している日本の教育期間が4年で同等であると主張することは困難であることが既に確認されており、日本において、建築士（建築家）資格の国際相互認証に適合した建築教育を行うためには、少なくとも学部4年に大学院修士課程2年を加えた6年の教育が必要であると考えられる。

こうした建築を取り巻く社会環境が、建築学専攻のみを先行して設置する背景となっている。

なお、本学大学院（工芸学研究科）全体として述べた「高度な専門知識と豊かな教養を発揮し、現実の課題を解決していく実践力を身につけた人間性あふれた新たな人材、即ち、高度専門的職業人」としての「育成する人物像」は、建築学専攻を念頭に置いて展開されており、建築学専攻における「育成する人物像」と3つのポリシーの具体的説明を追加している。

すなわち、本学大学院工芸学研究科建築学専攻の育成する人物像としては、前述の「高度な専門知識と豊かな教養を発揮し、現実の課題を解決していく実践力を身につけた人間性あふれた新たな人材、即ち、高度専門的職業人」を建築分野に即して具体化し、本学建築学専攻の大学院生が身に付けるべき資質・能力を明確化して、建築学専攻のディプロマ・ポリシー（資料1）を下記のように定めた。

- ① 美術工芸及び建築デザイン領域だけでなく施工や歴史文化、あるいは建築関連法規など建築に関する高度で幅広い知識、技能。
- ② 建築行為を通じて社会の発展に貢献するための実現可能性の高い課題解決力、伝統の継承およびそれらを基にした新しい文化や作品作りにつながる高度で独創的な構想力、発

想力。

- ③ 日本の歴史文化を修得理解するとともに、グローバルな視点も視野に入れた新しい文化づくりへ発展させる鋭い感性・安定した価値観。
- ④ 建築は単体の作品ではなく文化そのものであり、また多くの人々の協力の中から作品が生まれるという観点から、多様な人々と協働するための協調性、コミュニケーション力、表現力。

また、上記のような、建築分野における高度専門職業人を要請するための「理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを応用する能力が身に付く体系的な教育課程」として、以下のような建築学専攻のカリキュラム・ポリシー（資料1）を定めた。

- ① 美術工芸科目、専門特論科目及びその他必要な科目を体系的に編成する。
- ② 教育目的に合わせて、講義、演習、実習等を適切に組み合わせる。建築全般に関わる教育だけでなく、建築デザイン領域と伝統建築領域の特徴に沿った適正な教育プログラムを領域ごとに編成し実施する。
- ③ 建築デザインや施工、あるいは文化財の保存修復など建築関連のものづくり世界で活躍するための実践的な教育内容、あるいは協調性やコミュニケーション力・表現力等を高める教育内容を適切に盛り込む。
- ④ 現物の建築の調査や視察を体験する中で、その持っている意味をより深く理解し、新しいものづくりへ展開させる。

さらに、こうした教育を推進するため、本学大学院工芸学研究科建築学専攻のアドミッション・ポリシー（資料1）では、常に自己の可能性を追求していく持続性や熱意を持ち合わせ、真摯に学業に励むことのできる素養を持った以下のような学生を求めることとした。

- ① 建築を通して、未来を切り開いていこうとする夢と情熱を持っている人。
- ② 知的好奇心に富み、建築やその関連分野の専門職業人として、社会の発展に貢献したい心を持った人。
- ③ 自主的に学ぶ姿勢と柔軟な思考を持ち、建築やその関連分野で優れた才能を有する人、あるいは持ちたいという情熱を有する人。
- ④ 常に他者を尊重する姿勢と協調性に富み、リーダーシップを発揮することのできる人、あるいは組織の中で必要とされる素養を有する人。
- ⑤ 本学の教育課程を学修するための基礎的な学力とコミュニケーション力を身につけた人。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (2 ページ)

新	旧
<p><u>中央教育審議会答申『新時代の大学院教育』(平成17年9月5日)では、「大学院に求められる人材養成機能」を以下の4つに整理し、機能ごとに必要な教育が実施されることを求めている。</u></p> <p>① <u>創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成</u></p> <p>② <u>高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成</u></p> <p>③ <u>確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成</u></p> <p>④ <u>知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成</u></p> <p><u>本学大学院の機能は、この内②に該当するが、答申において②に対応した教育として、「理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを活用する能力が身に付く体系的な教育課程」が求められている。</u></p> <p><u>一方、本学大学院は、社会の複雑化、技術、とりわけ AI 関連技術の高度化などが進行する中で、美術工芸、建築などとの関係が深い人間の創造的能力の重要性が再認識される状況もふまえて、本学の教育目標をより高度に展開しつつ、上記の「理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを活用する能力が身に付く体系的な教育課程」を実現することを目指して設置を検討してきたものである。</u></p> <p><u>とはいえ、美術工芸分野と建築分野とは、設置をめぐる社会環境が異なり、本学の2学科に対応した美術工芸学専攻と建築学専攻の2専攻の内、現時点で設置の必要性、緊急性がより高い建築学専攻を先行して設置することとし、美術工芸学専攻につ</u></p>	<p>本学大学院は、本学の教育目標をより高度に展開することを目指し、育成する人物像及び学生が身に付けるべき資質・能力を明確化し、ディプロマ・ポリシー(資料1)として定める。</p> <p>本学大学院のアドミッション・ポリシー(資料1)は、最短で一級建築士資格と修士学位資格を目指す人物であり、入学定員を10名としている。</p>

いては将来の設置を前提として検討を続けることとした。建築学専攻のみを先行して設置する意義・必要性は、以下の通りである。

すなわち、日本の建築を取り巻く社会環境は、人口減少・少子高齢社会の進行、地球環境問題の深刻化と多様な災害リスクの増大、経済のグローバル化と地域生活文化の衰退などを背景としてますます複雑化し、建築実務者に求められる知識や技術は必然的に高度化してきている。こうした社会的ニーズに応えられる人材を育成するためには、従来の4年制大学で行われてきた教育プログラムに加えて、より専門性の高い教育プログラムが必要であり、学部4年に大学院修士課程2年を加えた6年の教育の必要性が急速に高くなってきている。

また、日本建築学会などで長年検討を続けてきた建築士（建築家）資格の国際相互認証の枠組みにおいて、先進諸国では建築技術者（Building Engineer）資格を含まない建築家（Architect）教育期間を最低5年以上としているのに対して、建築技術者資格を含む建築士制度を運用している日本の教育期間が4年で同等であると主張することは困難であることが既に確認されており、日本において、建築士（建築家）資格の国際相互認証に適合した建築教育を行うためには、少なくとも学部4年に大学院修士課程2年を加えた6年の教育が必要であると考えられる。

こうした建築を取り巻く社会環境が、建築学専攻のみを先行して設置する背景となっている。

なお、本学大学院（工芸学研究科）全体として述べた「高度な専門知識と豊かな教養

を發揮し、現実の課題を解決していく実践力を身につけた人間性あふれた新たな人材、即ち、高度専門的職業人」としての「育成する人物像」は、建築学専攻を念頭に置いて展開されており、建築学専攻における「育成する人物像」と3つのポリシーの具体的説明を追加している。

すなわち、本学大学院工芸学研究科建築学専攻の育成する人物像としては、前述の「高度な専門知識と豊かな教養を發揮し、現実の課題を解決していく実践力を身につけた人間性あふれた新たな人材、即ち、高度専門的職業人」を建築分野に即して具体化し、本学建築学専攻の大学院生が身に付けるべき資質・能力を明確化して、建築学専攻のディプロマ・ポリシー（資料1）を下記のように定めた。

- ① 美術工芸及び建築デザイン領域だけでなく施工や歴史文化、あるいは建築関連法規など建築に関する高度で幅広い知識、技能。
- ② 建築行為を通じて社会の発展に貢献するための実現可能性の高い課題解決力、伝統の継承およびそれらを基にした新しい文化や作品作りにつながる高度で独創的な構想力、発想力。
- ③ 日本の歴史文化を修得理解するとともに、グローバルな視点も視野に入れた新しい文化づくりへ発展させる鋭い感性・安定した価値観。
- ④ 建築は単体の作品ではなく文化そのものであり、また多くの人々の協力の中から作品が生まれるという観点から、多様な人々と協働するための協調性、コミュニケーション力、表現力。

また、上記のような、建築分野における高度専門職業人を養成するための「理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを応用する能力が身に付く体系的な教育課程」として、以下のような建築学専攻のカリキュラム・ポリシー（資料1）を定めた。

- ① 美術工芸科目、専門特論科目及びその他必要な科目を体系的に編成する。
- ② 教育目的に合わせて、講義、演習、実習等を適切に組み合わせる。建築全般に関わる教育だけでなく、建築デザイン領域と伝統建築領域の特徴に沿った適正な教育プログラムを領域ごとに編成し実施する。
- ③ 建築デザインや施工、あるいは文化財の保存修復など建築関連のものづくり世界で活躍するための実践的な教育内容、あるいは協調性やコミュニケーション力・表現力等を高める教育内容を適切に盛り込む。
- ④ 現物の建築の調査や視察を体験する中で、その持っている意味をより深く理解し、新しいものづくりへ展開させる。

さらに、こうした教育を推進するため、本学大学院工芸学研究科建築学専攻のアドミッション・ポリシー（資料1）では、常に自己の可能性を追求していく持続性や熱意を持ち合わせ、真摯に学業に励むことのできる素養を持った以下のような学生を求めることとした。

- ① 建築を通して、未来を切り開いていこうとする夢と情熱を持っている人。
- ② 知的好奇心に富み、建築やその関連分野の専門職業人として、社会の発展

<p><u>に貢献したい心を持った人。</u></p> <p>③ <u>自主的に学ぶ姿勢と柔軟な思考を持ち、建築やその関連分野で優れた才能を有する人、あるいは持ちたいという情熱を有する人。</u></p> <p>④ <u>常に他者を尊重する姿勢と協調性に富み、リーダーシップを発揮することのできる人、あるいは組織の中で必要とされる素養を有する人。</u></p> <p>⑤ <u>本学の教育課程を学修するための基礎的な学力とコミュニケーション力を身につけた人。</u></p>	
--	--

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (1 ページ、5 ページ、8 ページ)

新	旧
<p>1 ページ 1 4 行目 本学大学院は、その工芸学部建築学科を基盤としてより高い専門的な知識と技術の習得をめざす修士課程であり、<u>建築学教育の高度化に対するニーズも高いことから</u> 10 名の定員確保が期待できる。</p> <p>5 ページ 4 行目 そして、本学は他の大学院にない「<u>一級建築士合格</u>」をめざすキャリアサポート講座の開設を予定しており、他の大学院と競合することなく 10 名の定員充足は見込める。</p> <p>8 ページ 1 9 行目 本学大学院では、このキャリア教育システムを<u>ベースにさらに発展させた支援講座を開講する予定である。</u></p>	<p>1 ページ 1 4 行目 本学大学院は、その工芸学部を基盤としてより高い専門的な知識と技術の習得をめざす修士課程であり、最短の一級建築士合格をめざす講座を開講することから、10 名の定員確保が期待できる。</p> <p>5 ページ 4 行目 そして、本学は他の大学院にない「最短で一級建築士合格」をめざす講座の開設を予定しており、他の大学院と競合することなく 10 名の定員充足は見込める。</p> <p>8 ページ 1 9 行目 本学大学院では、このキャリア教育システムをさらに発展させ、最短で一級建築士合格をサポートする支援講座を開講する予定である。</p>

8 ページ 3 5 行目

本学大学院のアドミッション・ポリシーの一つは、知的好奇心に富み、建築やその関連分野の専門職業人として、社会の発展に貢献したい心を持った人であり、入学定員を 10 名と限定していることから、主たる入学対象者を学校法人二本松学院 京都美術工芸大学工芸学部ならびに同法人専門学校高度専門課程の〈専〉京都建築大学校建築学科の在校生ならびに卒業者とした。

8 ページ 3 5 行目

本学大学院のアドミッション・ポリシーは、最短で一級建築士資格と修士学位取得をめざす人物であり、入学定員を 10 名としていることから、主たる入学対象者を学校法人二本松学院 京都美術工芸大学工芸学部ならびに同法人専門学校高度専門課程の〈専〉京都建築大学校建築学科の在校生ならびに卒業者とした。

2. <アドミッション・ポリシーとの整合性が不明確>

入学者選抜について、出願資格等が明示されておらず、アドミッション・ポリシーとの整合性が不明確である。具体的な入学者選抜の出願資格等を明示するとともに、アドミッション・ポリシーとの整合性について明確に説明すること。

(対応)

設置の趣旨等を記載した書類に記載されている入学者選抜の概要について、「10-1 入学者選抜の基本的方針」、「10-2 アドミッション・ポリシーと育成する人物像」の次に「10-3 出願資格」を追加し、「10-3 学生募集の概要」を「10-4 入学者選抜の方法及び募集定員」にタイトルを替えて相応しい表現に加筆・修正した。

本学大学院工芸学研究科建築学専攻のアドミッション・ポリシーでは、常に自己の可能性を追求していく持続性や熱意を持ちわせ、真摯に学業に励むことのできる素養をもった学生を求めており、このため、入学者選抜に際しては、次のアドミッション・ポリシーに基づき選抜を行う。

- ① 建築を通して、未来を切り開いていこうとする夢と情熱を持っている人
- ② 知的好奇心に富み、建築やその関連分野の専門職業人として、社会の発展に貢献したい心を持った人
- ③ 自主的に学ぶ姿勢と柔軟な思考を持ち、建築やその関連分野で優れた才能を有する人、あるいは持ちたいという情熱を有する人
- ④ 常に他者を尊重する姿勢と協調性に富み、リーダーシップを発揮することのできる人、あるいは組織の中で必要とされる素養を有する人
- ⑤ 本学の教育課程を学修するための基本的な学力とコミュニケーション力を身に付けた人

【入学者選抜とアドミッション・ポリシー】 ◎は特に重視、○は重視する。

	アドミッション・ポリシー	筆記試験・小論文	面接諮問： 口述・個人面接	書類審査： 推薦書・成績証明書
①	未来を切り開く夢と情熱	◎	○	○
②	建築の専門職業人	◎	○	○
③	建築に対する優れた才能	◎	○	○
④	協調性・リーダーシップ	○	◎	◎
⑤	学力・コミュニケーション	◎	◎	◎

* 特に留学生については、日本語能力水準（日本語能力試験N2相当）、経費支弁能力の確認を必要とする。

面接諮問を課すことにより、本学のアドミッション・ポリシーであるコミュニケーション能力の素養を持った学生を確保することができる。

また、筆記試験及び推薦書(学業に関する所見等を含む。)を課すことにより、本学のポリ

シーである基礎的な学力を持った学生を求める。

選抜方法としては、一般入学試験と学内推薦入学試験を設ける。一般入学試験(社会人及び留学生を含む。)は、他大学や同一法人内の専門学校高度専門課程卒業生など、進学希望者を広く受け入れるため、「筆記試験」として小論文、「面接諮問」として口述試験・個人面接、「書類審査」として提出書類等により総合的に判断し合否判定を行う。

学内推薦入学試験は、本学工芸学部生及び同一法人内の専門学校高度専門課程生を対象に「面接諮問」、「推薦書」及び「書類審査」により合否判定を行う。必ず学科等の担当教員に事前相談を行い、研究分野に齟齬がないか確認する機会を設けている。

募集定員は、一般入学試験(社会人及び留学生を含む。)及び学内推薦入学試験を合わせて10名とし、収容定員は20名とする。

今般、留学生に対する不適切な入学者選考・不十分な在籍管理等が大きな問題となっている。

学生確保の見通しの中にも留学生の確保については、積極的に留学生を大学院生として確保することは考えていないと謳っている。しかし、留学生が受験することも考えられるので、日本語能力水準(日本語能力試験 N2 相当)及び経費支弁能力を面接諮問等において、厳格に評価を行ったうえ入学者選抜を行う。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (14～15 ページ)

新	旧
<p>10-1 入学者選抜の基本的方針 (略)</p> <p>10-2 アドミッション・ポリシーと育成する人物像 (略)</p> <p>10-3 出願資格</p> <p><u>本学大学院の出願資格は、入学年度の4月1日時点において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>① <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学を卒業した者</u></p> <p>② <u>学校教育法第104条第4項により学士の学位を授与された者</u></p> <p>③ <u>外国において、学校教育による16年の課程を修了した者</u></p> <p>④ <u>外国の学校が行う通信教育における</u></p>	<p>10-1 入学者選抜の基本的方針 (略)</p> <p>10-2 アドミッション・ポリシーと育成する人物像</p> <p>本学大学院は、京都美術工芸大学及び同大学院の理念、教育目標に沿って、常に自己の可能性を追究していく持続性と熱意を持ち合わせ、真摯に学業に励むことのできる素養を持った、以下のような学生を求める。</p> <p>⑥ 建築を通して、未来を切り開いていこうとする夢と情熱を持っている人</p> <p>⑦ 知的好奇心に富み、建築やその関連分野の専門職業人として、社会の発展に貢献したい心を持った人</p> <p>⑧ 自主的に学ぶ姿勢と柔軟な思考を持ち、建築やその関連分野で優れた才能を有する人、あるいは持ちたいと</p>

授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑥ 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

⑦ 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年 2 月文部省告示第 5 号）

⑧ 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で 22 歳に達した者

10-4 入学者選抜の方法及び募集定員

本学大学院は、一般入学試験と学内推薦入学試験を設ける。

アドミッション・ポリシー及び育成する人物像に基づき、次の観点から入学者選抜を行う。

面接諮問を課すことにより、本学のポリシーであるコミュニケーション能力（帰国子女・留学生については日本語能力を含む。）の素養を持った学生を求める。

また、筆記試験及び推薦書（学力 GPA 等の表示を含む。）を課すことにより、本

いう情熱を有する人

- ⑨ 常に他者を尊重する姿勢と協調性に富み、リーダーシップを発揮することのできる人、あるいは組織の中で必要とされる素養を有する人
- ⑩ 本学の教育課程を学修するための基本的な学力とコミュニケーション力を身に付けた人

10-3 学生募集の概要

本学大学院は、上記のアドミッション・ポリシー及び育成する人物像に基づき、一般入学試験と学内推薦入学試験を設ける。

一般入学試験は、他大学や同一法人内の専門学校卒業生など、進学希望者を広く受け入れるため、「筆記試験」として小論文、「面接諮問」として口述試験・個人面接、「書類審査」として、提出書類等により総合的に判断し合否判定を行う。

学内推薦入学試験は、本学工学学部生及び同一法人内の専門学校生を対象に「面接諮問」及び「書類審査」により合否判定を行う。必ず学科等の担当教員に事前相談を行い、研究分野に齟齬がないか確認する機会を設けている。

学のポリシーである基礎的な学力を持った学生を求める。

1 一般入学試験

(1) 他大学や同一法人内の専門学校高度専門課程卒業生など、進学希望者を広く受け入れる。

① 筆記試験：小論文

② 面接諮問：口述試験・個人面接

③ 書類審査

(2) 判定方法：筆記試験及び面接試験を総合的に判断し合否判定を行う。

2 学内推薦入学試験

(1) 本学工芸学部生及び同一法人内の専門学校高度専門課程生を対象とする。

① 面接諮問：口述試験・個人面接

② 推薦書(出願者を推薦する教員が作成)

③ 書類審査

(2) 判定方法：面接試験及び推薦状を総合的に判断し合否判定を行う。

募集定員は、一般入学試験(社会人及び留学生を含む。)及び学内推薦入学試験を合わせて 10 名とし、収容定員は 20 名とする。

3. <学生確保の見通しが不明確>

学生確保の見通しの根拠として、本大学院への主たる入学対象者として想定している、設置者が設置する2校の在學生及び卒業生を対象としたアンケート調査結果が示されているが、「どちらともいえない」及び「入学したいと思わない」の割合が全体の80% (288人) を占め、「ぜひ入学したい」及び「入学したい」の割合は7% (23人) に留(とど)まっており、その全員の受験が確定的でない中で、入学定員(10人)に対する学生確保の見通しとして十分か否かの考え方が客観的に示されているとは言い難(がた)い。また、学外からの学生に係る見通しも明示されていないことから、社会人や留学生を含む学内外に係る学生確保の見通しについて、より具体的かつ明確に説明するとともに、その根拠を明示すること。

(対応)

今回、アンケート結果について、美術工芸大学の在學生及び卒業生、並びに京都建築大学校の在學生及び卒業生の分析資料を追加した。

「どちらともいえない」及び「入学したいと思わない」の割合が全体の80% (288人) を占め、「ぜひ入学したい」及び「入学したい」の割合が7% (23人) に留(とど)まった点については、アンケート実施が3年生の10月ということもあり、就職希望が京都美術工芸大学は83.1% (54/65人)、京都建築大学校は94.8% (201/212人) と、すでに進路を就職と決めていた学生が多かったことが影響したと考える。

ただ、「ぜひ入学したい」及び「入学したい」と回答した在學生が10人いたことは本学大学院の関心が高かったと考える。「インターンシップ制度」と「一級建築士受験講座」に「とても魅力を感じる」と高い評価を得ているので、入学意思は高いと分析する。

平成30年6月5日付けで、(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会から自民党建築設計議員連盟に「建築士資格制度の改善に関する共同提案」が行われ、「建築士法の改正」が同年12月に国会で可決された。2年後の令和2年度から施行されることが決定しており、一級建築士受験に必要な実務経験が登録前に変更となり、大学院在学中に受験が可能となる。全国建築系大学教育連絡協議会の「建築士資格制度改善に関するアンケート調査結果」(日本建築学会シンポジウム報告、平成31年2月4日)によれば大学院進学者数への影響は、「変わらない59%」、「やや増加する32%」という回答が多かったことが報告された。本学大学院のキャリア支援に対する取組は、社会的ニーズに則したものと考えられる。また、社会人については、卒業生からアンケートを取ったところ、13名が「ぜひ入学したい」及び「入学したい」と回答を得ており、中長期的に学生確保はできるものと考えられる。

なお、留学生については、現在、学部学生696名中4名(0.57%)と割合は非常に低く、大学院についても積極的に、留学生を院生として確保することは考えていない。ただ、近隣美術系の建築のある競合校の「留学生数」のデータから留学生が受験することも考えられるの

で、日本語能力水準(日本語能力試験 N2 相当)及び経費支弁能力を面接諮問等において、厳格に評価を行ったうえ入学者選抜を行う。

以上のことから、本学大学院への入学定員確保については問題ないとする。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (2 ページ)

新	旧
<p>在校生 (3 年生) アンケートは、2 校とも平成 30 年 10 月中旬に実施し、大学院概要資料とアンケート (資料 2) を 275 名に配布し、回収率は 100%であった。また、卒業生については、一級建築士受験資格 (実務経験を除く) のある卒業後 5 年以内の者に限定し、在校生と同様に大学院概要資料とアンケートを平成 30 年 10 月下旬に 439 名に郵送した。回答は 86 名、回収率 19.6%であり、在校生と合算すると 361 名の有効回答 (資料 3) を得た。</p> <p><u>「どちらともいえない」及び「入学したいと思わない」の割合が全体の 80% (288 人) を占め、「ぜひ入学したい」及び「入学したい」の割合が 7% (23 人) に留 (とど) まった点については、アンケート実施が 3 年生の 10 月ということもあり、就職希望が京都美術工芸大学は 83.1% (54/65 人)、京都建築大学校は 94.8% (201/212 人) と、すでに進路を就職と決めていた学生が多かったことが影響したと考える。</u></p> <p><u>ただ、「ぜひ入学したい」及び「入学したい」と回答した在学生在が 10 人いたことは本学大学院の関心が高かったと考える。また、「インターンシップ制度」と「一級建築士受験講座」に「とても魅力を感じる」と高い評価を得ているので、入学意思は高いと分析する。</u></p> <p><u>平成 30 年 6 月 5 日付けで、(公社) 日本建築士会連合会、(一社) 日本建築士事務所</u></p>	<p>在校生 (3 年生) アンケートは、2 校とも平成 30 年 10 月中旬に実施し、大学院概要資料とアンケート (資料 2) を 275 名に配布し、回収率は 100%であった。また、卒業生については、一級建築士受験資格 (実務経験を除く) のある卒業後 5 年以内の者に限定し、在校生と同様に大学院概要資料とアンケートを平成 30 年 10 月下旬に 439 名に郵送した。回答は 86 名、回収率 19.6%であり、在校生と合算すると 361 名の有効回答 (資料 3) を得た。</p> <p>本学大学院への入学意思アンケートについては、「ぜひ入学したい」、「入学したい」、「入学を検討したい」、「どちらともいえない」、「入学したいと思わない」の 5 段階の選択とした。その結果、「ぜひ入学したい」、及び「入学したい」という回答が 23 名あり、定員の 2.3 倍に相当することが認められた (資料 3)。さらに、「入学を検討したい」という回答も 50 名あり、本学大学院への入学定員確保については問題ないことが示唆された。</p> <p>【資料 1】 京都美術工芸大学大学院工芸学 研究科建築学専攻 3 つのポリシー (案)</p> <p>【資料 2】 京都美術工芸大学大学院概要資料・大学院設置に関するアンケート</p> <p>【資料 3】 京都美術工芸大学大学院設置に関するアンケート結果</p>

協会連合会、(公社)日本建築家協会から自民党建築設計議員連盟に「建築士資格制度の改善に関する共同提案」が行われ、「建築士法の改正」が同年12月に国会で可決された。2年後の令和2年度から施行されることが決定しており、一級建築士受験に必要な実務経験が登録前に変更となり、大学院在学中に受験が可能となる。全国建築系大学教育連絡協議会の「建築士資格制度改善に関するアンケート調査結果」(日本建築学会シンポジウム報告、平成31年2月4日)によれば大学院進学者数への影響は、「変わらない59%」、「やや増加する32%」という回答が多かったことが報告された。本学大学院のキャリア支援に対する取組は、社会的ニーズに則したものと考えられる。また、社会人については、卒業生からアンケートを取ったところ、13名が「ぜひ入学したい」及び「入学したい」と回答を得ており、中長期的に学生確保はできるものとする。

なお、留学生については、現在、学部学生696名中4名(0.57%)と割合は非常に低く、大学院についても積極的に、留学生を院生として確保することは考えていない。ただ、近隣美術系の建築のある競合校の「留学生数」のデータから、複数名の入学希望者が見込まれるが、この場合、アドミッション・ポリシーに謳っている、「本学の教育課程を学修するための基本的な学力とコミュニケーション力を身に付けた人」に特に留意し、選考を進めていきたい。

以上のことから、本学大学院への入学定員確保については問題ないとする。

■近隣芸術系（建築）大学院留学生数

大学	研究 科・専 攻	定 員	在 籍	内数 留学生
京都造 形芸術 大学	芸術研 究科	60	145	76
京都精 華大学	デザイ ン研究科 建築専 攻	5	3	3

【資料 1】 京都美術工芸大学大学院工芸学
研究科建築学専攻 3つのポリシー（案）

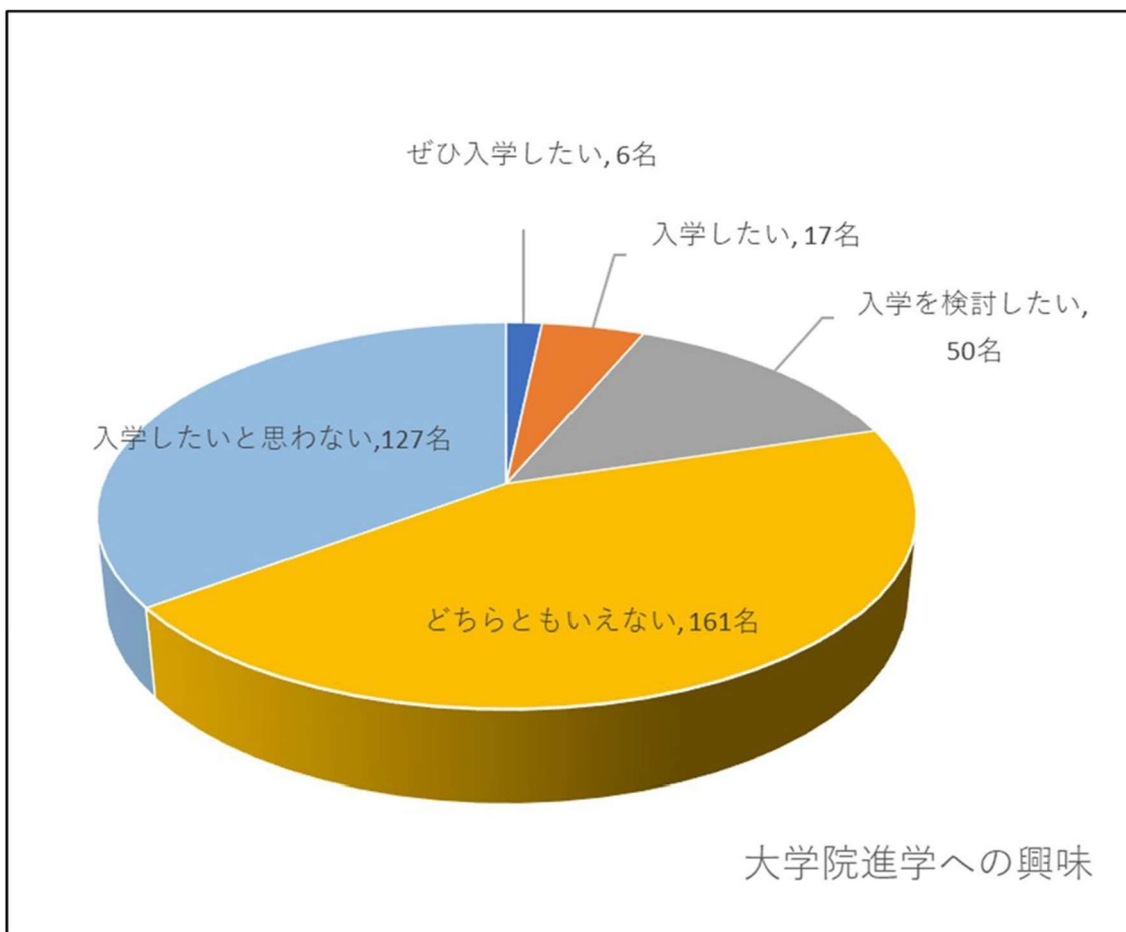
【資料 2】 京都美術工芸大学大学院概要資
料・大学院設置に関するアンケート

【資料 3】 京都美術工芸大学大学院設置に
関するアンケート結果

【資料3】

京都美術工芸大学大学院設置に関するアンケート結果

a	ぜひ入学したい	6	2%
b	入学したい	17	5%
c	入学を検討したい	50	14%
d	どちらともいえない	161	45%
e	入学したいと思わない	127	35%
計		361	100%



京都美術工芸大学 在校生 回答数 65

京都美術工芸大学大学院への入学について	1.ぜひ入学したい	1
	2.入学したい	2
	3.入学を検討したい	8
	4.どちらともいえない	31
	5.入学したいとは思わない	23

卒業後の進路について	1.就職	54
	2.国公立大学大学院に進学	8
	3.私立大学大学院に進学	6
	4.その他	5
	5.未定	7

京都美術工芸大学大学院について (複数回答)		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
ぜひ入学したい	A.修士課程を修了することで「修士(建築)」の学位が取得できます。	1			
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	1			
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	1			
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	1			

京都美術工芸大学大学院について (複数回答)		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
入学したい	A.修士課程を修了することで「修士(建築)」の学位が取得できます。		2		
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	2			
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	2			
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。		2		

京都美術工芸大学大学院について (複数回答)		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
入学を検討したい	A.修士課程を修了することで「修士(建築)」の学位が取得できます。	1	6	1	
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	5	2	1	
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	7	1		
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	3	3	1	1

京都美術工芸大学大学院について (複数回答)		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
どちらともいえない	A.修士課程を修了することで「修士(建築)」の学位が取得できます。	6	19	6	
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	11	16	4	
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	13	12	6	
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	7	16	7	1

京都美術工芸大学大学院について (複数回答)		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
入学したいとは思わない	A.修士課程を修了することで「修士(建築)」の学位が取得できます。	4	12	7	
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	11	8	4	
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	14	6	3	
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	7	9	6	1

京都美術工芸大学 卒業生 回答数 8/25

京都美術工芸大学大学院への入学について	1.ぜひ入学したい	
	2.入学したい	1
	3.入学を検討したい	
	4.どちらともいえない	5
	5.入学したいとは思わない	2

京都美術工芸大学大学院について（複数回答）		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
ぜひ入学したい	A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。				
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。				
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。				
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。				

京都美術工芸大学大学院について（複数回答）		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
入学したい	A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。		1		
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。		1		
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	1			
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	1			

京都美術工芸大学大学院について（複数回答）		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
入学を検討したい	A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。				
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。				
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。				
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。				

京都美術工芸大学大学院について（複数回答）		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
どちらともいえない	A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。	2	2	1	
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	2	2	1	
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	2	3		
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	1	3	1	

京都美術工芸大学大学院について（複数回答）		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
入学したいとは思わない	A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。		1		1
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	1			1
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。		1		1
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	1		1	

京都建築大学校 在校生 回答数 210 (未回答 2 除く)

京都美術工芸大学大学院への入学について	1.ぜひ入学したい	3
	2.入学したい	4
	3.入学を検討したい	36
	4.どちらともいえない	84
	5.入学したいとは思わない	83
	未回答	2

卒業後の進路について	1.就職	201
	2.国公立大学大学院に進学	5
	3.私立大学大学院に進学	4
	4.その他	8
	5.未定	6
	未回答	3

京都美術工芸大学大学院について (複数回答)		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
ぜひ入学したい	A.修士課程を修了することで「修士(建築)」の学位が取得できます。	3			
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	3			
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	3			
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	3			

京都美術工芸大学大学院について (複数回答)		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
入学したい	A.修士課程を修了することで「修士(建築)」の学位が取得できます。	4			
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	4			
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	4			
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	1	2	1	

京都美術工芸大学大学院について (複数回答)		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない	未回答
入学を検討したい	A.修士課程を修了することで「修士(建築)」の学位が取得できます。	18	13	4		1
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	29	4	3		
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	29	7			
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	11	18	4	3	

京都美術工芸大学大学院について (複数回答)		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない	未回答
どちらともいえない	A.修士課程を修了することで「修士(建築)」の学位が取得できます。	17	56	10		1
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	32	48	4		
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	36	46	2		
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	12	41	27	4	

京都美術工芸大学大学院について (複数回答)		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない	未回答
入学したいとは思わない	A.修士課程を修了することで「修士(建築)」の学位が取得できます。	10	47	17	6	3
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	24	39	16	4	
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	32	39	8	4	
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	7	35	26	15	

京都建築大専校 卒業生 回答数 78/429

京都美術工芸大学大学院への入学について	1.ぜひ入学したい	2
	2.入学したい	10
	3.入学を検討したい	6
	4.どちらともいえない	41
	5.入学したいとは思わない	19

京都美術工芸大学大学院について（複数回答）		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
ぜひ入学したい	A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。				※2名とも無回答
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	2			
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	2			
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	2			

京都美術工芸大学大学院について（複数回答）		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
入学したい	A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。	9	1		
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	9	1		
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	10			
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	5	5		

京都美術工芸大学大学院について（複数回答）		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
入学を検討したい	A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。	4	2		
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	5		1	
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	5		1	
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	2	3	1	

京都美術工芸大学大学院について（複数回答）		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
どちらともいえない	A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。	16	24	1	
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	23	18		
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	28	13		
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	15	20	6	

京都美術工芸大学大学院について（複数回答）		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
入学したいとは思わない	A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。	6	10	2	1
	B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。	7	7	4	1
	C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。	8	7	3	1
	D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。	5	10	3	1

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (9 ページ)

本学大学院への入学意思アンケートについては、「ぜひ入学したい」、「入学したい」、「入学を検討したい」、「どちらともいえない」、「入学したいと思わない」の5段階とした。その結果、「ぜひ入学したい」、ならびに「入学したい」という回答が23名存在しており、定員の2.3倍に相当することが認められた。

「どちらともいえない」及び「入学したいと思わない」の割合が全体の80% (288人) を占め、「ぜひ入学したい」及び「入学したい」の割合が7% (23人) に留(とど)まった点については、アンケート実施が3年生の10月ということもあり、就職希望が京都美術工芸大学は83.1% (54/65人)、京都建築大学校は94.8% (201/212人) と、すでに進路を就職と決めていた学生が多かったことが影響したと考える。

ただ、「ぜひ入学したい」及び「入学したい」と回答した在学生在が10人いたことは本学大学院の関心が高かったと考える。また、「インターンシップ制度」と「一級建築士受験講座」に「とても魅力を感じる」と高い評価を得ているので、入学意思は高いと分析する。

本学大学院のキャリア支援に対する評価は、令和2年度から施行される「建築士法の改正」による大学院在学中に一級建築士受験が可能となる社会的ニーズに則したものと考えられる。また、社会人については、卒業生からアンケートを取ったところ、13名が「ぜひ入学したい」及び「入学したい」と回答を得ており、中長期的に学生確保はできるものと考えている。

なお、留学生については、現在、学部学生

本学大学院への入学意思アンケートについては、「ぜひ入学したい」、「入学したい」、「入学を検討したい」、「どちらともいえない」、「入学したいと思わない」の5段階とした。その結果、「ぜひ入学したい」ならびに「入学したい」という回答が23名存在しており、定員の2.3倍に相当することが認められた。

さらに「入学を検討したい」という回答も50名存在しており、大学院の入学定員確保については問題ないことが示唆された。

696名中4名(0.57%)と割合は非常に低く、大学院についても積極的に、留学生を院生として確保することは考えていない。ただ、近隣美術系の建築のある競合校の「留学生数」のデータから、複数名の入学希望者が見込まれるが、この場合、アドミッション・ポリシーに謳っている、「本学の教育課程を学修するための基本的な学力とコミュニケーション力を身に付けた人」に特に留意し、選考を進めていきたい。

以上のことから、本学大学院への入学定員確保については問題ないと考える。

■近隣芸術系（建築）大学院留学生数

大学	研究科・専攻	定員	在籍	内数留学生
京都造形芸術大学	芸術研究科	60	145	76
京都精華大学	デザイン研究科 建築専攻	5	3	3

4. <実務教育科目の質の担保に係る方策等が不明確>

実務教育科目の教育の質を担保するための方策が不明確である。例えば、研修先との間で、実習目的や実習内容、指導・評価方法、その他必要な事項等を定めた協定を結ぶなど、実務教育科目の教育の質を担保するための方策等について明確に説明すること。

(対応)

実務教育科目の教育の質を担保するための方策が不明確であったため、研修先の選定に当たっての考え方、指導における大学と研修先との役割分担、評価の方法、および研修先との間で締結する覚書の内容について定め、明確に記載するよう加筆・修正を行った。合わせてインターンシップ科目の概要を示す文書を作成した(資料6)。具体的には以下の通りである。

研修先の選定に当たっては、インターンシップの目的および研修内容に照らして、立地条件、業務内容、業務実績、および教育研修に対する姿勢の4つの観点から相応しいと判断した一級建築士事務所に限る。具体的には、京都市内に立地し、一級建築士事務所として建築士法その他の法令を遵守した業務を実施しており、雑誌等に掲載されるなど社会的意義のある設計作品を複数有し、代表者が大学等の教育機関における非常勤講師経験を持つなど教育研修に対する理解と経験のある事務所を選定する。

インターンシップ科目における実習の目的は、一定期間継続して学外の一級建築士事務所に出向き、設計業務の補佐をとおして、実務の一端を体得しながら、実践的なデザイン手法及びそのプロセスを学ぶことである。また、到達目標として、実務能力を養うことを目指し、設計実務における理念や展望を持続する能力、思考力や判断力等の実務能力に重点を置くものとする。また、近年の設計業務における経済面と時間面を優先する動向に対し、良識と責任感を全うできる人材の育成を目指す。

研修内容は、原則として下記から2分野以上についての補佐業務を体験するものとする。

- ・基本設計補佐業務(基本設計案についてのプレゼンテーション準備、模型作製等)
- ・実施設計補佐業務(実施設計図の修正、照合、確認、整備等)
- ・工事監理補佐業務(現場進行状況の視察・撮影、施工図のチェック等)
- ・その他の補佐業務(上記各業務に関わる打合せへの参加、資料の収集整理等)

指導に当たっては、事前学習期間中に、研修に当たっての注意事項等の研修全体に関する指導、及び研修内容に関する研修先との打ち合わせについて、担当教員が指導を行う。また、研修終了後の事後学習期間に、研修報告書の作成、およびプレゼンテーションの内容について指導を行う。研修先は、研修期間中に、研修目的に合致した業務の体験が可能となるよう、研修に参加する学生(以下「研修生」という)に対して必要な指示を行うとともに、随時研修生の作業状況を確認し、適切な指導を行うものとする。研修中に指導上の何らかの問題があった場合は、担当教員と連絡をとって適切な対応を行う。

評価にあたっては、研修報告書に記載された研修生のレポート、研修先の担当者によるコメ

ント、および研修生による学内での実習内容のプレゼンテーションをもとに、担当教員が総合的に評価を行う。研修先は、研修生が研修終了後に作成する研修報告書に、研修生の研修状況についてのコメントの記入および押印を行う。

上記の内容を確実に実施するために、「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」の実習に先立ち、本学と研修先との間でインターンシップに関する覚書（資料7）を交わす。覚書を交わすに当たり、事前に本学と研修先との間で打ち合わせを行い、実習目的および実習内容、指導・評価方法についての確認を行った上で、その旨を記載した覚書を交わすものとする。合わせて、研修期間、研修時間、経費負担、機密保持等のその他必要な事項についても覚書に定めるものとする。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（6 ページ）

新	旧
<p><u>「インターンシップⅠ」は、1年夏季に実施し、「インターンシップⅡ」は、2年夏季に実施する。資料6は、下記に示すインターンシップ科目の内容について、概要を記したものである。</u></p> <p><u>研修先は、インターンシップの目的および研修内容に照らして、本専攻が相応しいと判断した一級建築士事務所に限る。「インターンシップⅠ」を履修した学生が「インターンシップⅡ」を履修する場合は、異なる研修先を選択する。</u></p> <p><u>インターンシップ科目における実習の目的は、一定期間継続して学外の一級建築士事務所に出向き、設計業務の補佐をとおして、実務の一端を体得しながら、実践的なデザイン手法及びそのプロセスを学ぶことである。また、到達目標として、実務能力を養うことを目指し、設計実務における理念や展望を持続する能力、思考力や判断力等の実務能力に重点を置くものとする。また、近年の設計業務における経済面と時間面を優先する動向に対し、良識と責任感を全うできる人材の育成を目指す。</u></p>	<p>「インターンシップⅠ」として、実務能力を養うことを目指し、設計実務における理念や展望を持続できる能力、思考力や判断力などの実務能力に重点をおくものとする。また、近年の設計業務における経済面と時間面を優先する動向に対して、良識と責任感を全うできる人材の育成を目指す。</p> <p>1年夏季に一定期間継続して学外の一級建築士事務所に出向き、設計業務の補佐をとおして、実務の一端を体得しながら、実践的なデザイン手法及びそのプロセスを学ぶ。なお、研修先は本専攻が相応しいと判断した一級建築士事務所に限る。</p> <p>「インターンシップⅡ」として、実務能力を養うことを目指し、設計実務における理念や展望を持続できる能力、思考力や判断力などの実務能力に重点をおくものとする。また、近年の設計業務における経済面と時間面を優先する動向に対して、良識と責任感を全うできる人材の育成を目指す。</p> <p>2年夏季に一定期間継続して学外の一</p>

研修内容は、原則として下記から2分野以上についての補佐業務を体験するものとする。

- ・ 基本設計補佐業務（基本設計案についてのプレゼンテーション準備、模型作製等）
- ・ 実施設計補佐業務（実施設計図の修正、照合、確認、整備等）
- ・ 工事監理補佐業務（現場進行状況の視察・撮影、施工図のチェック等）
- ・ その他の補佐業務（上記各業務に関わる打合せへの参加、資料の収集整理等）

研修先は、上記の業務について、研修目的に合致した体験が可能となるよう、研修に参加する学生（以下「研修生」という）に対して必要な指示を行うとともに、随時研修生の作業状況を確認し、適切な指導を行うものとする。研修中に何らかの指導上の問題があった場合は、担当教員と連絡をとって適切な対応を行う。

研修先は、研修生が研修終了後に作成する研修報告書に、研修生の研修状況についてのコメントの記入および押印を行う。評価に当たっては、研修報告書に記載された研修生のレポート、研修先の担当者によるコメント、および研修生による学内での実習内容のプレゼンテーションをもとに、担当教員が総合的に評価を行う。

上記の内容を確実に実施するために、「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」の実習に先立ち、本学と研修先との間でインターンシップに関

級建築士事務所に出向き、設計業務の補佐をとおして、実務の一端を体得しながら、実践的なデザイン手法及びそのプロセスを学ぶ。なお、研修先は本専攻が相応しいと判断した一級建築士事務所に限る。ただし、インターンシップⅠを履修した場合、異なる研修先を選択する。

する覚書（資料7）を交わす。覚書を
交わすに当たり、事前に本学と研修先
との間で打ち合わせを行い、実習目的
および実習内容、指導・評価方法につ
いての確認を行った上で、その旨を記
載した覚書を交わすものとする。合わ
せて、研修期間、研修時間、経費負
担、機密保持等のその他必要な事項に
ついても覚書に定めるものとする。

【資料6】

インターンシップ科目の概要

1. 授業の概要

一定期間継続して学外の一級建築士事務所に出向き、設計業務の補佐をとおして、実務の一端を体得しながら、実践的なデザイン手法及びそのプロセスを学ぶことを目的とする。インターンシップ先は、インターンシップの目的および研修内容に照らして、本専攻が相応しいと判断した一級建築士事務所に限る。

2. 到達目標

実務能力を養うことを目指し、設計実務における理念や展望を持続する能力、思考力や判断力等の実務能力に重点を置くものとする。また、近年の設計業務における経済面と時間面を優先する動向に対し、良識と責任感を全うできる人材の育成を目指す。

3. 内容

実習は大きく3部に分かれる。1部は事前学習として、学内でのガイダンス、受け入れ先との調整、実習の内容の確認を行う。

2部は研修先での研修である。研修先では、原則として、下記から2分野以上についての補佐業務を体験する。

- ・基本設計補佐業務（基本設計案についてのプレゼンテーション準備、模型作製等）
- ・実施設計補佐業務（実施設計図の修正、照合、確認、整備等）
- ・工事監理補佐業務（現場進行状況の視察・撮影、施工図のチェック等）
- ・その他の補佐業務（上記各業務に関わる打合せへの参加、資料の収集整理等）

3部は事後学習とし、研修報告書の作成、研修先への確認・承認、学内でのプレゼンテーションを行う。

4. 指導方法

担当教員は、事前学習期間中に、研修に当たっての注意事項等の研修全体に関する指導、及び研修内容に関する研修先との打ち合わせについて指導を行う。また、研修終了後の事後学習期間中に、研修報告書の作成、およびプレゼンテーションの内容について指導を行う。

研修先は、研修目的に合致した体験が可能となるよう、研修生に対して必要な指示を行うとともに、随時研修生の作業状況を確認し、適切な指導を行う。研修中に何らかの指導上の問題があった場合は、担当教員と連絡をとり適切な対応を行う。

5. 評価方法

研修先の担当責任者は、研修生が研修終了後に作成する研修報告書に、研修生の研修状況についてのコメントの記入および押印を行う。研修報告書に記載された研修生のレポート、研修

先の担当責任者によるコメント、および研修生による学内での実習内容のプレゼンテーションをもとに、担当教員が総合的に評価を行う。

6. 実習施設

実習施設は、立地条件、業務内容、業務実績、および教育研修に対する理解と経験の4つの観点から相応しいと判断した一級建築士事務所に限る。具体的には、京都市内に立地し、一級建築士事務所として建築士法その他の法令を遵守した業務を実施しており、雑誌等に掲載されるなど社会的意義のある設計作品を複数有し、代表者が大学等の教育機関における非常勤講師経験を持つなど教育研修に対する理解と経験のある一級建築士事務所とする。これらの条件に該当する下記の事務所から、研修生の受け入れについて既に承諾を得ている。

施設名	所在地	年間受入人数
株式会社アーキネット京都	京都市中京区烏丸通蛸薬師 南入る手洗水町 647 番地 トキワビル 4-A	インターンシップⅠ：4人 インターンシップⅡ：4人
株式会社アールセッション	京都市中京区蛸薬師通烏丸 西入橋弁慶町 228 番地 AOI ビル 501	インターンシップⅠ：4人 インターンシップⅡ：4人
株式会社魚谷繁礼建築研究所	京都市下京区寺町通五条上 ル西橋詰町 762 京栄中央ビル 4 階	インターンシップⅠ：4人 インターンシップⅡ：4人

【資料 7】

インターンシップに関する覚書（案）

京都美術工芸大学（以下「甲」という）と株式会社〇〇〇設計事務所（以下「乙」という）は、甲に在籍する大学院生を乙に派遣して行うインターンシップの取り扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

記

1. 目的

一定期間継続して学外の一級建築士事務所に出向き、設計業務の補佐をとおして、実務の一端を体得しながら、実践的なデザイン手法及びそのプロセスを学ぶ。
到達目標としては、実務能力を養うことを目指し、設計実務における理念や展望を持続する能力、思考力や判断力等の実務能力に重点を置くものとする。また、近年の設計業務における経済面と時間面を優先する動向に対し、良識と責任感を全うできる人材の育成を目指す。

2. 研修内容

原則として、下記から2分野以上についての補佐業務を体験するものとする。

- ・基本設計補佐業務（基本設計案についてのプレゼンテーション準備、模型作製等）
- ・実施設計補佐業務（実施設計図の修正、照合、確認、整備等）
- ・工事監理補佐業務（現場進行状況の視察・撮影、施工図のチェック等）
- ・その他の補佐業務（上記各業務に関わる打合せへの参加、資料の収集整理等）

3. 指導方法

甲は、事前学習期間中に、研修に当たっての注意事項等の研修全体に関する指導、及び研修内容に関する研修先との打ち合わせについて指導を行う。また、研修終了後の事後学習期間中に、研修報告書の作成、およびプレゼンテーションの内容について指導を行う。

乙は、2に示す上記の業務について、研修目的に合致した体験が可能となるよう、研修に参加する学生（以下「研修生」という）に対して必要な指示を行うとともに、随時研修生の作業状況を確認し、適切な指導を行うものとする。研修中に指導上の何らかの問題があった場合は、甲と連絡をとり適切な対応を行う。

4. 研修期間

20〇〇年〇月〇日から〇月〇日（土・日、祝日を除く、実質 45 日 360 時間）

5. 研修時間

〇時〇〇分～〇時〇〇分（原則として、乙の定時勤務時間とする）

6. 報酬

実務教育科目の一環であるため、研修生に対する報酬は無しとする。

7. 経費

研修中の経費は乙が負担する。ただし自宅から研修先までの交通費と食費は、研修生の負担とする。

8. 就業規則等の遵守

研修生は、乙の指導・指示に従い、研修時間中は乙の就業規則を準用する。

9. 機密保持義務

甲は、研修生に対して機密保持についての指導を行う。研修生は、業務上知り得た乙の情報（顧客の個人情報を含む）を他の第三者に漏洩してはならない。乙は、研修生の個人情報を研修の目的以外に利用せず、他の第三者に漏洩してはならない。

10. 保険

甲は、研修生に対する傷害保険（賠償責任保険を含む）に加入する。

11. 研修の中止

研修を継続することが困難な事態が発生した場合は、甲または乙のどちらか一方からの申し入れにより、両者による協議を行った上で、研修を中止する。

12. 評価方法

乙は、研修生が研修終了後に作成する研修報告書に、研修生の研修状況についてのコメントの記入および押印を行う。研修報告書に記載された研修生のレポート、乙によるコメント、および研修生による学内での実習内容のプレゼンテーションをもとに、甲の担当教員が総合的に評価を行う。

13. その他

本覚書に定めなき事項、疑義または変更が生じた場合には、甲および乙が協議の上、決定する。

上記を証するため、本覚書を二通作成し、甲、乙がそれぞれ一通を保有することとする。

以上

2000年〇月〇日

(甲)

(乙)

5. <成績評価方法の設定に係る考え方が不明確>

成績評価方法について、レポートや定期試験等の点数配分及び合格基準となる合計点数を示した科目と、提出作品や研修報告書の内容等から総合評価を行うことを示した科目があるが、それぞれどのような考え方で成績評価方法を設定しているのかが明示されていないことから、客観的合理性をもつ成績評価が可能であることが明らかになるよう、成績評価方法の設定に係る考え方を示すこと。また、提出作品や研修報告書の内容等から総合評価を行うことを示した科目については、成績評価基準を併せて明示すること。さらに、成績評価に「平常点」を用いている科目が散見されるが、その定義が不明確であることから、明確に説明すること。

(対応)

1 客観的合理性をもつ成績評価を実施するための評価方法の説明が不十分であったので、下記の通りシラバスの記載を修正した。

(1) レポートや定期試験等の点数配分及び合格基準となる合計点数を示した科目では、レポートや定期試験等と学生の授業態度との合算結果を100点満点で評価する旨を追記した。その際に、60点以上を得た者は授業に対して一定の理解を得たと判断でき、単位取得を認めることと考える。

(2) 提出作品や研修報告書の内容等から総合評価を行う科目では、適切な判断基準を設定し、その基準により成果物を100点満点で評価する旨を追記した。その際に60点以上を得た者は一定の成果を得たと判断し、単位取得を認める旨も追記した。

2 提出作品や研修報告書の内容等から総合評価を行う科目の成績評価基準の説明が不十分であったので、下記の通り具体的な評価基準の説明を加えた。

(1) 提出作品については、課題設定、課題の解決方法、実験・調査・提案内容、表現(文章・作図)力、プレゼンテーション力の5つの観点で成績評価基準と定めた。

(2) 研修報告書については、研修計画の立案、研修業務内容、業務の習熟度、報告書作成能力、プレゼンテーション力の5つの観点で成績評価基準と定めた。

3 成績評価の「平常点」の定義が不明瞭であった。評価内容としては、学生が授業に対して積極的に参加したか、また教員の指導に対して積極的に対応・修正を行ったか、に対する評価を考えている。そのためシラバスの表記を「授業態度(積極性)」に修正した。

(新旧対照表) シラバス (授業計画) (1-16 ページ)

新	旧
<p>科目名 美術工芸特論 ディスカッションの内容 (30 点満点)、レポート (70 点満点) を <u>100 点満点</u> で評価し、その合計が 60 点以上を合格とする。</p>	<p>科目名 美術工芸特論 ディスカッションの内容 (30 点満点)、レポート (70 点満点) の合計が 60 点以上を合格とする。</p>
<p>科目名 インテリアデザイン特論 ディスカッションの内容 (30 点満点)、レポート (70 点満点) を <u>100 点満点</u> で評価し、その合計が 60 点以上を合格とする。</p>	<p>科目名 インテリアデザイン特論 ディスカッションの内容 (30 点満点)、レポート (70 点満点) の合計が 60 点以上を合格とする。</p>
<p>科目名 都市環境と芸術 <u>授業態度 (積極性)</u> (30 点満点)、定期試験 (70 点満点) を <u>100 点満点</u> で評価し、その合計が 60 点以上を合格とする。</p>	<p>科目名 都市環境と芸術 平常点 (30 点満点)、定期試験 (70 点満点) の合計が 60 点以上を合格とする。</p>
<p>科目名 工芸とデザイン 小レポート (30 点満点)、期末レポート (70 点満点) を <u>100 点満点</u> で評価し、その合計が 60 点以上を合格とする。</p>	<p>科目名 工芸とデザイン 小レポート (30 点満点)、期末レポート (70 点満点) の合計が 60 点以上を合格とする。</p>
<p>科目名 伝統建築特論 I レポート (30 点満点)、定期試験 (70 点満点) を <u>100 点満点</u> で評価し、その合計が 60 点以上を合格とする。</p>	<p>科目名 伝統建築特論 I レポート (30 点満点)、定期試験 (70 点満点) の合計が 60 点以上を合格とする。</p>
<p>科目名 伝統建築特論 II 演習の成果物 (30 点満点)、定期試験 (70 点満点) を <u>100 点満点</u> で評価し、その合計が 60 点以上を合格とする。</p>	<p>科目名 伝統建築特論 II 演習の成果物 (30 点満点)、定期試験 (70 点満点) の合計が 60 点以上を合格とする。</p>
<p>科目名 建築計画特論 I <u>授業態度 (積極性)</u> (30 点満点)、レポート (70 点満点) を <u>100 点満点</u> で評価し、その合計が 60 点以上を合格とする。</p>	<p>科目名 建築計画特論 I 平常点 (30 点満点)、レポート (70 点満点) の合計が 60 点以上を合格とする。</p>
<p>科目名 建築計画特論 II 研究発表 (30 点満点)、期末レポート (70 点満点) を <u>100 点満点</u> で評価し、その合計が 60 点以上を合格とする。</p>	<p>科目名 建築計画特論 II 研究発表 (30 点満点)、期末レポート (70 点満点) の合計が 60 点以上を合格とする。</p>

<p>科目名 建築設計特論 I 小レポート (30 点満点)、期末レポート (70 点満点) を <u>100 点満点で評価し、その合計が 60 点以上を合格とする。</u></p>	<p>科目名 建築設計特論 I 小レポート (30 点満点)、期末レポート (70 点満点) の合計が 60 点以上を合格とする。</p>
<p>科目名 建築設計特論 II 小レポート (30 点満点)、期末レポート (70 点満点) を <u>100 点満点で評価し、その合計が 60 点以上を合格とする。</u></p>	<p>科目名 建築設計特論 II 小レポート (30 点満点)、期末レポート (70 点満点) の合計が 60 点以上を合格とする。</p>
<p>科目名 建築デザイン特別演習 I 提出作品の内容を、<u>課題設定、課題の解決方法、実験・調査・提案内容、表現 (文章・作図) 力、プレゼンテーション力の 5 つの観点から総合的に評価し、100 点満点のうち 60 点以上を合格とする。</u></p>	<p>科目名 建築デザイン特別演習 I 提出作品の内容から総合評価を行う。</p>
<p>科目名 建築デザイン特別演習 II 提出作品の内容を、<u>課題設定、課題の解決方法、実験・調査・提案内容、表現 (文章・作図) 力、プレゼンテーション力の 5 つの観点から総合的に評価し、100 点満点のうち 60 点以上を合格とする。</u></p>	<p>科目名 建築デザイン特別演習 II 提出作品の内容から総合評価を行う。</p>
<p>科目名 建築学特別研究 I 建築学特別研究 I の中間・最終成果品等の内容を、<u>課題設定、課題の解決方法、実験・調査・提案内容、表現 (文章・作図) 力、プレゼンテーション力の 5 つの観点から総合的に評価し、100 点満点のうち 60 点以上を合格とする。</u></p>	<p>科目名 建築学特別研究 I 建築学特別研究 I の中間・最終成果品等を総合的に評価する。</p>
<p>科目名 建築学特別研究 II 建建築学特別研究 II の中間・最終成果品等の内容を、<u>課題設定、課題の解決方法、実験・調査・提案内容、表現 (文章・作図) 力、プレゼンテーション力の 5 つの観点から総合的に評価し、100 点満点のうち 60 点以上を合格とする。</u></p>	<p>科目名 建築学特別研究 II 建築学特別研究 II の中間・最終成果品等を総合的に評価する。</p>

<p>科目名 インターンシップⅠ <u>研修報告書の内容を、研修計画の立案、研修業務内容、業務の習熟度、報告書作成能力、プレゼンテーション力の 5 つの観点から評価し、100 点満点のうち 60 点以上を合格とする。</u></p>	<p>科目名 インターンシップⅠ 研修報告書にもとづく評価</p>
<p>科目名 インターンシップⅡ <u>研修報告書の内容を、研修計画の立案、研修業務内容、業務の習熟度、報告書作成能力、プレゼンテーション力の 5 つの観点から評価し、100 点満点のうち 60 点以上を合格とする。</u></p>	<p>科目名 インターンシップⅡ 研修報告書にもとづく評価</p>

(是正事項) 工芸学研究科 建築学専攻

6. <履修単位の上限が不明確>

学部・大学院連携カリキュラムについて、学部生が大学院科目を履修する際の単位の上限が不明確である。仮に履修単位の上限が設けられていない場合、学部教育との区分が不明確となり、大学院の運営に支障が生じる懸念があることから、当該カリキュラムにおける学部生の履修単位の上限について明確に説明するとともに、必要に応じて改めること。また、学部・大学院連携カリキュラムの対象科目が不明確であることから、明確に説明すること。

(対応)

(1) 学部生が大学院科目を履修する際の単位の上限を記載しておらず、学部教育との区分が不明確であったため、本大学では、学部3年までの授業を学部教育の場とし、研究室配属が決定する学部4年生を学部・大学院連携カリキュラムの対象とし、前期2単位・後期2単位の合計4単位を履修単位の上限として明確に設定した。

(2) 学部・大学院連携カリキュラムの対象科目が不明確であったため、配属された研究室に関連する特論科目（伝統建築特論Ⅰ・Ⅱ、建築計画特論Ⅰ・Ⅱ、建築設計特論Ⅰ・Ⅱ）を学部・大学院連携カリキュラム対象科目として設定することで、学部と大学院の連携が図れる科目を明確にした。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (5 ページ)

新	旧
<p>1) 学部・大学院連携カリキュラム</p> <p>学部と大学院の教育的一貫性を実現するため、学部生には大学院科目の先取り履修ができるようにする。<u>具体的には、研究室配属が決定する学部4年生を対象に、配属された研究室に関連する特論科目（伝統建築特論Ⅰ・Ⅱ、建築計画特論Ⅰ・Ⅱ、建築設計特論Ⅰ・Ⅱ）を対象科目とし、前期2単位・後期2単位の合計4単位を履修単位の上限として設定する。</u>また、大学院の目的と機能を修士課程における高度専門職業人養成に特化し、必要に応じて学士課程と修士課程を通じた一貫的な教育活動を展開する。既設の建築学科の教育課程をベースに大学</p>	<p>1) 学部・大学院連携カリキュラム</p> <p>学部と大学院の教育的一貫性を実現するため、学部生には大学院科目の先取り履修ができるようにする。また、大学院の目的と機能を修士課程における高度専門職業人養成に特化し、必要に応じて学士課程と修士課程を通じた一貫的な教育活動を展開する。既設の建築学科の教育課程をベースに大学院生と学部生が交流し、双方にとって教育効果が高まる教育活動を展開する。大学院生にとっては、学部生への指導を通じて自らの知識や技術の充実、向上につながることを期待できる。</p>

<p>院の教育課程を展開する。作品制作の場など、必要に応じて大学院生と学部生が交流し、双方にとって教育効果が高まる教育活動を展開する。大学院生にとっては、学部生への指導を通じて自らの知識や技術の充実、向上につながることを期待できる。</p>	
--	--

(改善事項) 工芸学研究科 建築学専攻

7. < 修士研究の設定趣旨が不明確 >

卒業要件の一つである「修士研究」について、修士論文又は修士設計の提出を求めているが、「高度な専門知識と豊かな教養を発揮し、現実の課題を解決していく実践力を身に付けた人間性あふれた新たな人材、即ち、高度専門的職業人を養成する」との「育成する人材像」に照らして、いずれか一方のみを卒業要件として課すことの妥当性が不明確であることから、明確に説明すること。

(対応)

「育成する人物像」に照らした「修士研究」の説明が不足していたので、「高度な専門知識と豊かな教養を発揮し、現実の課題を解決していく実践力を身に付けた人間性あふれた新たな人材、即ち、高度専門的職業人」を建築分野に即して具体化したディプロマ・ポリシーを示すとともに、修士研究が建築分野における論理的思考力と実践的応用力の両方を求めることになることを述べた上で、「修士論文」と「修士設計」の位置付けについて、適切な文章を付け加えることにより、「育成する人物像」と「修士研究」との関係、ならびにいずれか一方のみを修了の要件とするものの妥当性を説明した。

すなわち、修士論文については、「育成する人物像」に鑑み、実際の建築プロジェクトや地域まちづくりなどを対象とした実践的研究を推奨し、また、アクション・リサーチなどの参与観察型研究方法などを重視した指導を行い、学術論文としての水準（論理性・独創性）とともに実学としての有用性を求めることとしている。

また、修士設計については、「育成する人物像」に鑑み、提案された設計図書の完成度（技術的妥当性・表現方法を含む独創性）とともに、その根拠となる調査研究（フィールドワーク、統計分析などを含む）を重視した指導を行い、調査研究成果の水準（論理性）や設計提案との関係性の明確な説明を求めることとしている。

いずれにせよ、修士研究は、大学院修士課程における、高度な学術研究と実践への関わりを通じた学習成果の総合的なとりまとめであり、論文か設計かは、成果の表現形式の選択であると考えている。以上により、いずれか一方のみを修了の要件とすることは妥当であると考え

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (10 ページ)

新	旧
修士課程における修了要件は、当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士研究（論文又は設計）に合格することとする。	修士課程における修了要件は、当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士研究（論文又は設計）に合格することとする。

また、前述の通り、本学大学院工芸学研究科建築学専攻の育成する人物像は、「高度な専門知識と豊かな教養を発揮し、現実の課題を解決していく実践力を身につけた人間性あふれた新たな人材、即ち、高度専門的職業人」を建築分野に即して具体化した以下のディプロマ・ポリシー（資料1）に示されている。

- ① 美術工芸及び建築デザイン領域だけでなく施工や歴史文化、あるいは建築関連法規など建築に関する高度で幅広い知識、技能。
- ② 建築行為を通じて社会の発展に貢献するための実現可能性の高い課題解決力、伝統の継承およびそれらを基にした新しい文化や作品作りにつながる高度で独創的な構想力、発想力。
- ③ 日本の歴史文化を修得理解するとともに、グローバルな視点も視野に入れた新しい文化づくりへ発展させる鋭い感性・安定した価値観。
- ④ 建築は単体の作品ではなく文化そのものであり、また多くの人々の協力の中から作品が生まれるという観点から、多様な人々と協働するための協調性、コミュニケーション力、表現力。

これをふまえ、修士研究では、建築分野における論理的思考力と実践的応用力の両方を求めることになる。修士論文と修士設計の位置付けは下記の通りである。

まず、修士論文については、「育成する人物像」に鑑み、実際の建築プロジェクトや地域まちづくりなどを対象とした実践的研究を推奨し、また、アクション・リサーチなどの参与観察型研究方法などを重視した指

導を行い、学術論文としての水準（論理性・独創性）とともに実学としての有用性を求める。

次に、修士設計については、「育成する人物像」に鑑み、提案された設計図書の完成度（技術的妥当性・表現方法を含む独創性）とともに、その根拠となる調査研究（フィールドワーク、統計分析などを含む）を重視した指導を行い、調査研究成果の水準（論理性）や設計提案との関係性の明確な説明を求める。

いずれにせよ、修士研究は、大学院修士課程における、高度な学術研究と実践への関わりを通じた学習成果の総合的なとりまとめであり、論文か設計かは、成果の表現形式の選択であると考えている。

(是正事項) 工芸学研究科 建築学専攻

8. <教授会に出席できる教員数の適否が不明確>

専任教員の教授6名のうち4名が定年年齢を越えて「特別任用教員」として採用されており、「京都美術工芸大学特別任用教員に関する規程」によれば、「特任教授は教授会に出席できない」と規定されていることから、本研究科から教授会に出席できる教授は原則として2名のみとなるものと考えられる。教育研究に関する重要な事項について意見を述べる教授会の役割に照らして、本研究科から教授会に出席する教授2名のみでは、例えば、課程の修了や学位の授与など、本研究科の運営等に支障を来たすことが懸念されることから、その適否について明確に説明すること。

(対応)

ご指摘の通り「京都美術工芸大学特別任用教員に関する規程には教授会に出席できないと規定しているが、大学院の教授会にあたる研究科委員会規程では、研究科担当の専任教授は委員会の構成員と規定されている。

また、研究科委員会規程では、委員会は、学長が当該研究科における次の各号について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。と規定されている。

- (1) 大学院学生の入学、課程の修了及び在籍に関する事項
- (2) 学位論文等の審査、最終試験及び学位の授与に関する事項
- (3) 研究科の教育課程に関する重要事項
- (4) 大学院担当教員の教育研究業績に関する事項

以上により、「京都美術工芸大学特別任用教員に関する規程」には教授会に出席できないと規定されているが、実際、大学院運営上、問題はないと考える。

ただ、現状では、大学院と関連のある学部教授会に出席できないのは、情報の共有という観点から考察すると、好ましい事ではないので、大学院申請認可後、「京都美術工芸大学特別任用教員に関する規程」の第5条第2項の条文を、「特任教授は教授会に出席できない。ただし、大学院担当の特任教授はこの限りでない。」と規程の改正を行う。

9. <十分な教員室のスペースが確保されているか不明確>

教員が用いる「教員室」について、「共同室」と「教員室（小部屋）」が設けられているが、その使い分けが不明確であることから、明確に説明すること。また、専任教員 11 名に対して、「教員室（小部屋）」が 10 名分しか設けられておらず、大学院設置基準第 19 条に抵触する懸念があることから、教員が研究や学生指導を行うために必要なスペースが確保され、情報管理が適切に行えるような機密性が確保される構造になっているか、明確に説明するとともに、必要に応じて改めること。

(対応)

1) 「教員室」について、「共同室」と「教員室（小部屋）」の使い分けの説明が不十分であり、以下のように「共同室」と「教員室（小部屋）」の使用方法を加筆・修正した。

「共同室」W215 は教員間のコミュニケーションを重視した共同部屋であり、講義の準備や教員間の打ち合わせなどを行う場所として設定する (136.50 m²)。教員各スペースは中央に通路スペースを設け、通路の両側にデスクスペースを並列に配置し、鍵付きのロッカー及びパーティションで仕切っている。個人作業に集中しやすく、且つ、教員間のコミュニケーションをとりやすい構造となっている。また、共同の打ち合わせスペースを設けているため、学科内・研究科内の会議や打ち合わせが行える (資料 20)。

次に、個人研究作業や学生の個別指導に対応するため、別途プライバシーとセキュリティに配慮した教員室（小部屋）を設定している。これらの内容を加筆修正し、「共同室」と「教員室（小部屋）」の使い分けを明確に説明した。

2) 専任教員 11 人に対して「教員室（小部屋）」が 10 人分しか設けておらず、現在未使用の副学長室 (W208) を「教員室（小部屋）」に割り当てることで、専任教員 11 人に対して「教員室（小部屋）」を 11 人分確保するよう改め、すべての専任教員が 1 人当たり 19 m²以上の面積を確保した (「5. 校地校舎等の図面 京都東山キャンパス図面 京都美術工芸大学 2 階平面図」、及び資料 21)。

3) 教員が研究や学生指導を行うために必要なスペースが確保され、情報管理が適切に行えるような機密性が確保される構造になっているかが明確に説明されておらず、以下の内容を加筆・修正した。

教員室（小部屋）W208 は教員が単独で利用する (25.40 m²)。教員室（小部屋）W210・W211・W212・W213・W214 はそれぞれ約 40 m²の大きさがあり、基本的に関連分野を研究する教員 2 人が各室を分割して利用する (資料 21)。

W208 以外の教員室（小部屋）は、2 人の個人作業スペースの間にパーティションを設けることにより、個人間のプライバシーを確保することができ研究に専念することができる。また、

各教員専用のロッカー（鍵付き）を備えているため、各教員が責任を持って情報管理できる構造となっている。共同作業スペースは2人の教員で共有して利用する（資料21）。

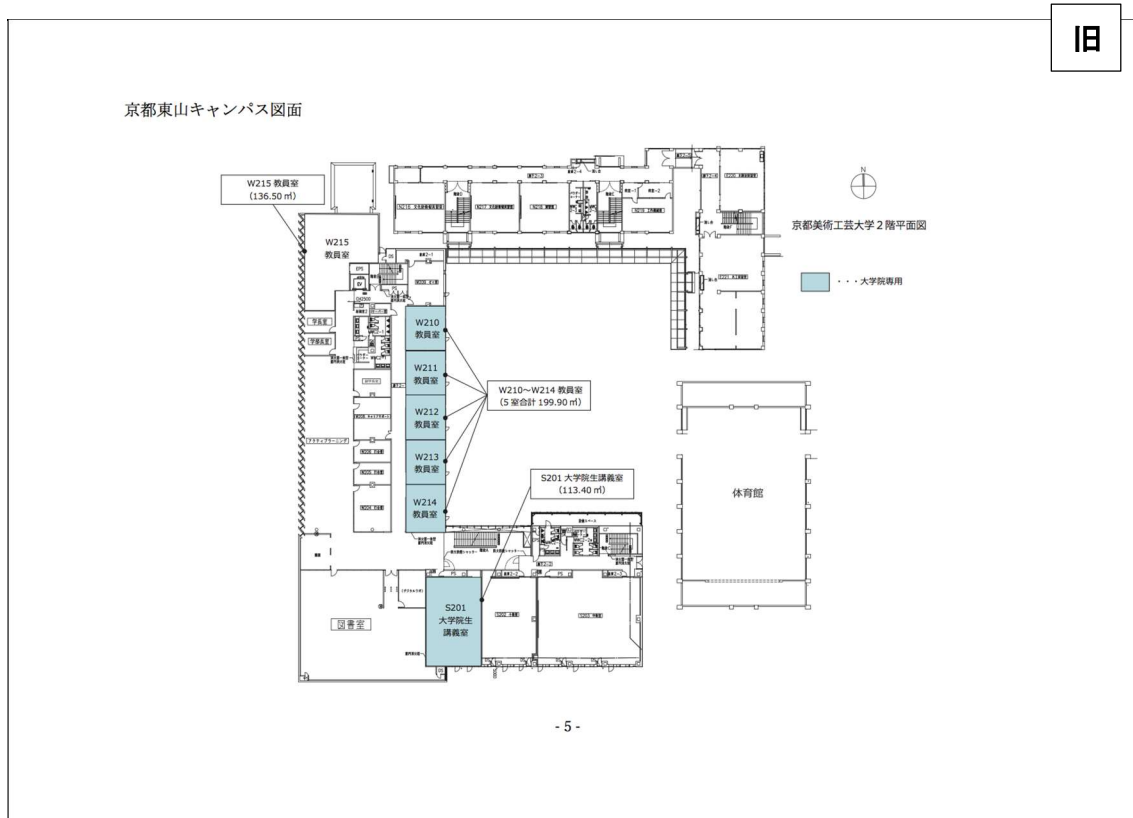
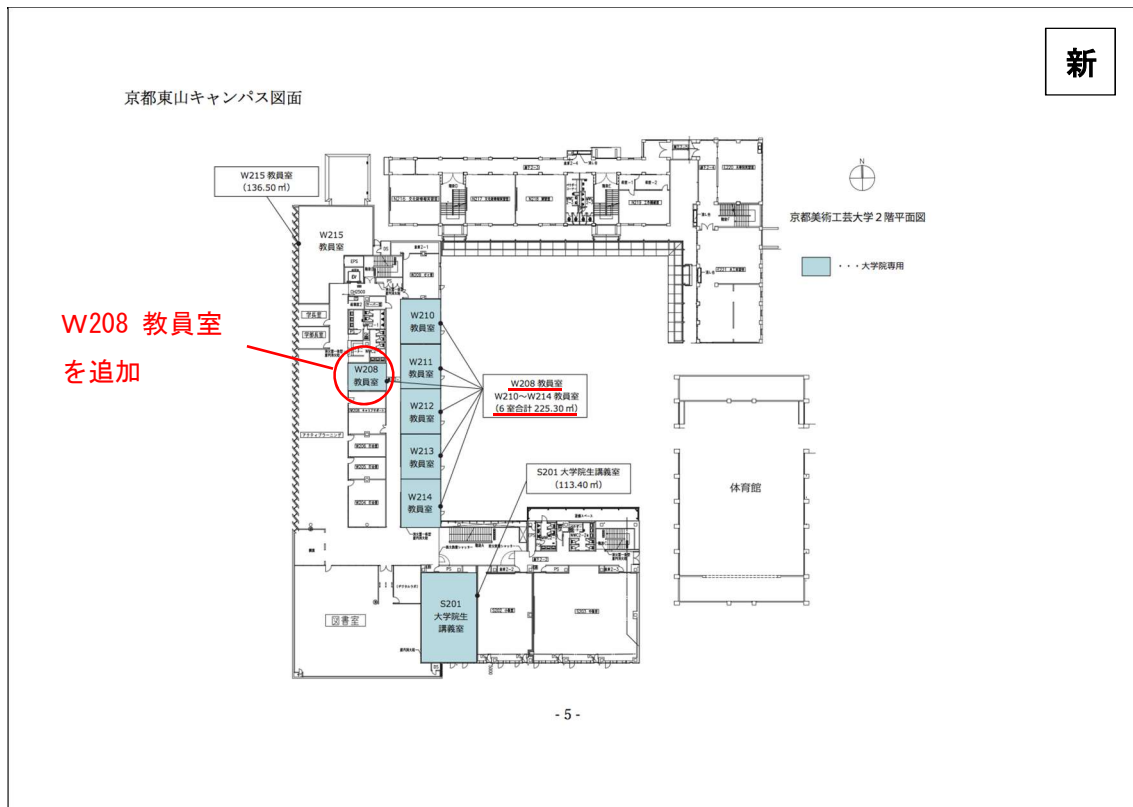
学生指導に関しては、基本的には教員室（小部屋）の共同作業スペースを利用し、指導・相談の内容によってはアクティブラーニングゾーン、又は、会議室（W204・W205・W206）のいずれかを状況に応じて使い分けを行う（「5. 校地校舎等の図面 京都東山キャンパス図面 京都美術工芸大学2階平面図」、及び資料21）。これらの内容を加筆・修正することで、教員が研究や学生指導を行うために必要なスペースが確保され、情報管理が適切に行えるような機密性が確保される構造になっているかを明確に説明した。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（12ページ）、校地校舎等の図面（5ページ）、資料18、資料19

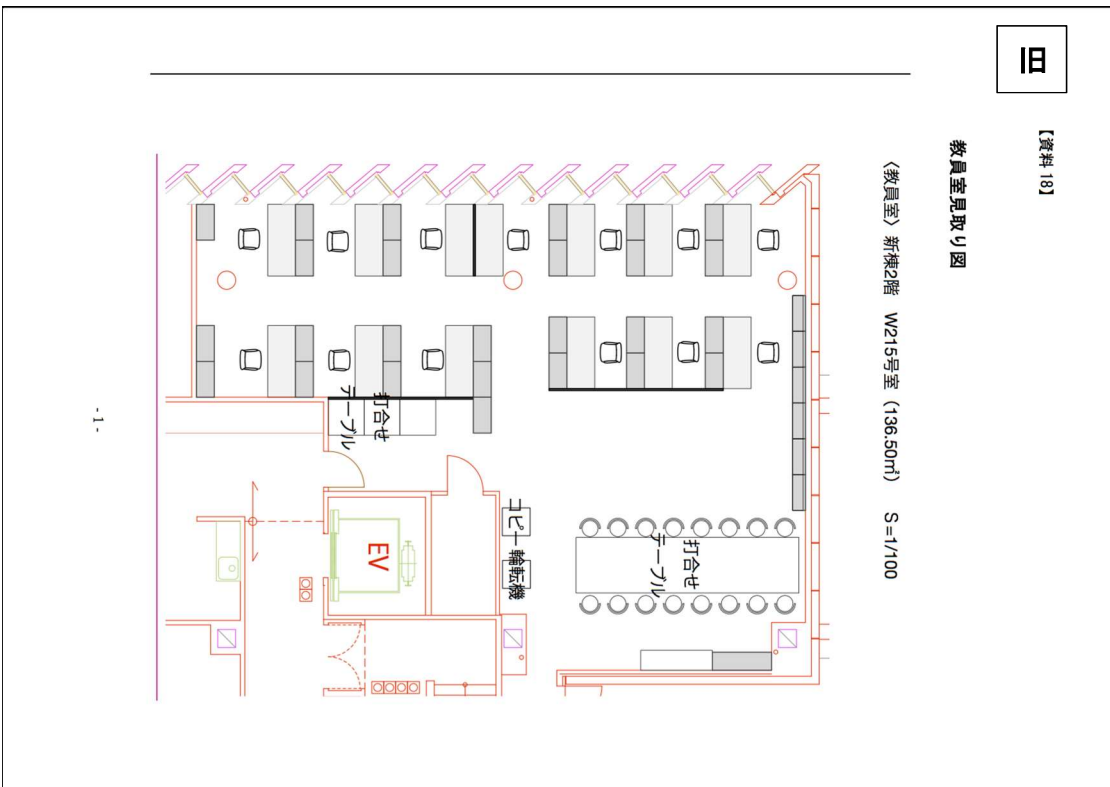
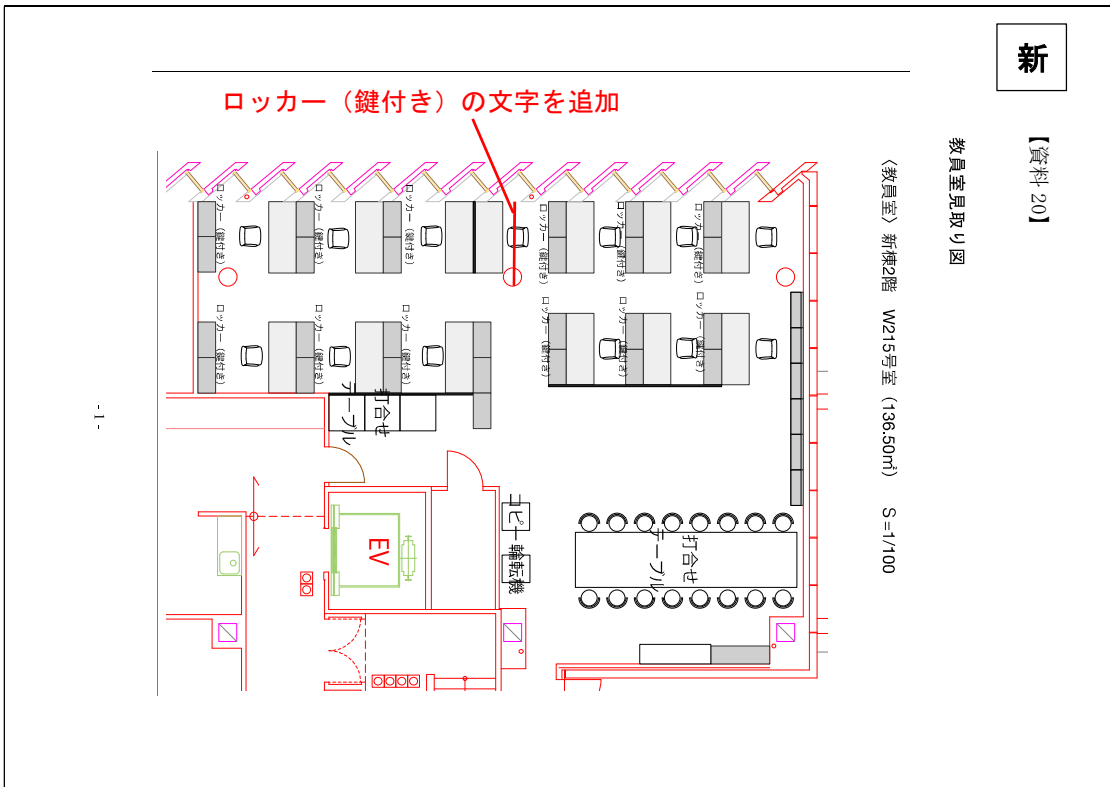
新	旧
<p>なお、教員室については、<u>共同室（W215）と教員室（小部屋）（W208・W210・W211・W212・W213・W214）を用意している。</u></p> <p><u>共同室（W215）は教員間のコミュニケーションを重視した共同部屋であり、講義の準備や教員間の打ち合わせなどを行う場所として設定している（136.50㎡）。教員各スペースは中央に通路スペースを設け、通路の両側にデスクスペースを並列に配置し、鍵付きのロッカー及びパーティションで仕切っている。個人作業に集中しやすく、且つ、教員間のコミュニケーションをとりやすい構造となっている。また、共同の打ち合わせスペースを設けているため、学科内・研究科内の会議や打ち合わせが行える（資料20）。</u></p> <p><u>次に、個人研究作業や学生の個別指導に対応するため、別途プライバシーとセキュリティに配慮した教員室（小部屋）を設定している。専任教員11人に対して1人当たり19㎡以上の面積を確保している（資料21）。</u></p> <p><u>教員室（小部屋）W208は教員が単独で利用する（25.40㎡）。教員室（小部屋）W210・</u></p>	<p>なお、教員室については、教員間のコミュニケーションを重視するため、あえて共同室とし、個人研究作業や学生の個別指導に対応するため、別途プライバシーとセキュリティに配慮した教員室（小部屋）を用意している。1人当たりの教員室の規模は20㎡を超えている</p>

<p>W211・W212・W213・W214はそれぞれ約40㎡の大きさがあり、基本的に関連分野を研究する教員2名が各室を分割して利用する(資料21)。</p> <p>W208以外の教員室(小部屋)は、2人の個人作業スペースの間にパーティションを設けることにより、個人間のプライバシーを確保することができ、研究に専念することができる。また、各教員専用のロッカー(鍵付き)を備えるため、各教員が責任を持って情報管理できる構造となっている。共同作業スペースは2人の教員で共有して利用する(資料21)。</p> <p>学生指導に関しては、基本的には教員室(小部屋)の共同作業スペースを利用し、指導・相談の内容によってはアクティブラーニングゾーン、又は、会議室(W204・W205・W206)のいずれかを状況に応じて使い分ける(「5.校地校舎等の図面 京都東山キャンパス 京都美術工芸大学2階平面図」、及び資料21)。</p>	
<p>5.校地校舎の図面 京都東山キャンパス図面 京都美術工芸大学2階平面図 W208教員室を追加</p>	<p>5.校地校舎の図面 京都東山キャンパス図面 京都美術工芸大学2階平面図</p>
<p>資料20 教員室見取り図 ロッカー(鍵付き)の名称を図面に追加</p>	<p>資料18 教員室見取り図</p>
<p>資料21 教員室(小部屋)見取り図 W208教員室(25.40㎡)を教員室(小部屋)見取り図に追加、ロッカー(鍵付き)及びパーティションの名称を図面に追加 教員室(小部屋)の面積表を追加</p>	<p>資料19 教員室(小部屋)見取り図</p>

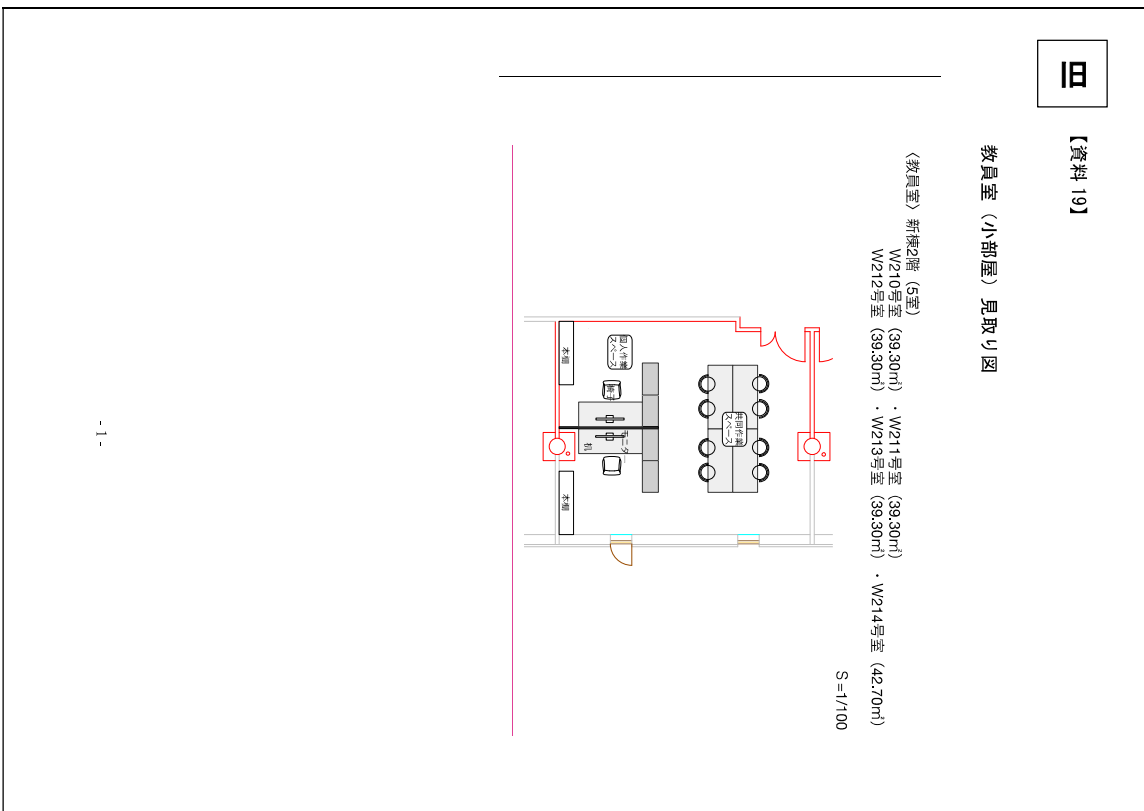
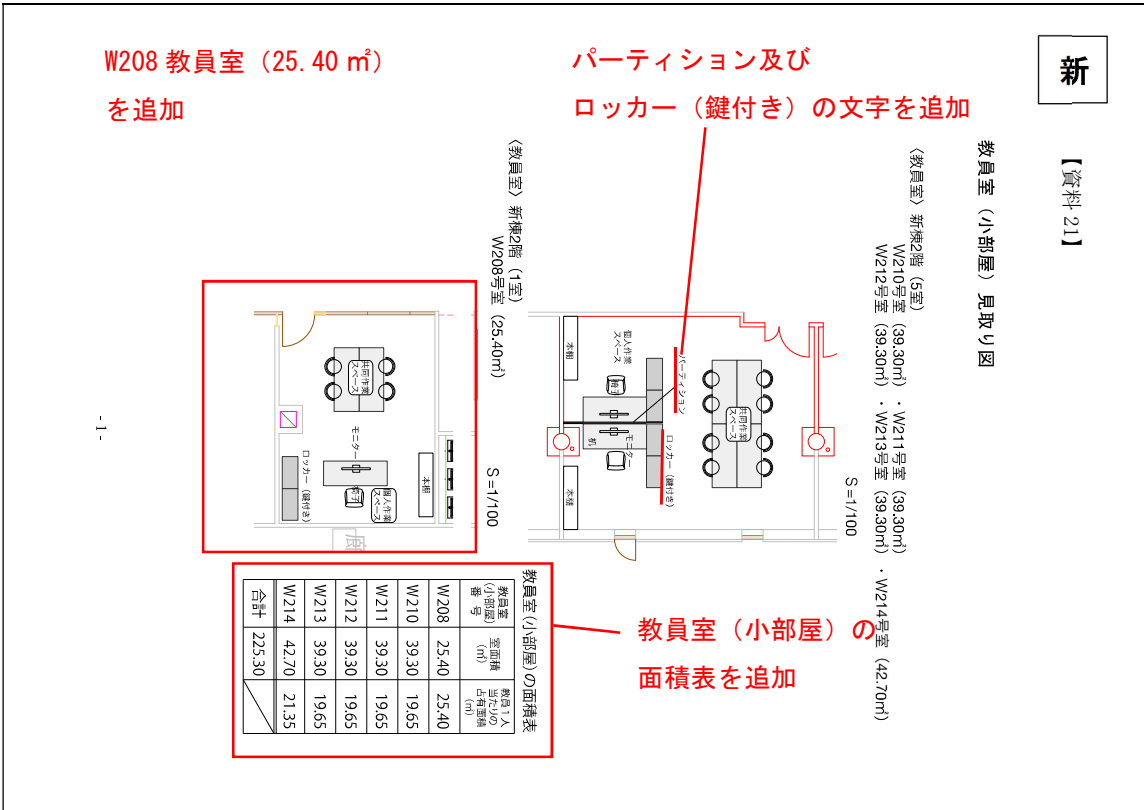
5. 校地校舎の図面 京都東山キャンパス図面 京都美術工芸大学 2階平面図



【資料 20】 教員室見取り図



【資料 21】 教員室（小部屋）見取り図



10. <所蔵図書の整備状況が不明確>

図書館の所蔵図書として、「図書、学術雑誌、電子ジャーナル、視聴覚資料、機械・器具を所蔵している」との記載があるが、例えば、基本計画書における電子ジャーナルのタイトル数が、本大学院のみならず、大学全体においても「0」となっているなど、不整合が生じており、教育研究上必要な資料が系統的に整理して備えられているか不明確であることから、明確に説明すること。

(対応)

ご指摘の通り、8-3-1 図書の整備の項目で、所蔵図書として、「図書、学術雑誌、電子ジャーナル、視聴覚資料、機械・器具を所蔵していると記載しており、不整合が生じているので、別記様式第2号(その1の1)の図書・設備欄中、電子ジャーナルの数を0から4に修正した。

当初、電子ジャーナルについては、経費面及び利用頻度の問題、また、これらの理由で電子ジャーナルパッケージの契約を中止した大学が複数校見受けられる等の問題が生じていたので本学では導入を見送っていた。

現在、書籍の購入については、毎月、学生・教員から図書のリクエストを受け、併設校の教員を含む8人の図書選定委員により購入を決定している。

委員会は月2~3回開催し、1回につき多いときで20冊程購入している。大学院担当教員、院生に対しても同様な対応を行う計画であった。

図書館では、図書の閲覧、貸し出し、文献複写サービスのほか卒業研究等に関する資料、情報収集等の相談に応じ援助を行っている。この他一般的な読書相談にも応じている。

また、国立情報学研究所のILL、コンソーシアム京都にも加入している。これらの組織を通じて、他大学の図書館との相互貸借や文系複写など全国的な相互協力が可能となっている。

以上のとおり、新たに図書等の整備を含めて大学院における学修、研究を支援する体制は整っていると考えていた。

しかし、学部と大学院を同レベルで考えても良いのか等の意見もあり、再度、電子ジャーナルの整備について、6月18日開催の学内委員会である学術情報委員会で審議したところ、大学院において、電子ジャーナルが未整備というのは研究していく上において、遅れを取るのではないかとの意見が出され、大学院運営上、整備が不可欠であるとの結論に達し、以下の4つの電子ジャーナルを契約することとした。

なお、今後、図書館のあり方については、学術情報委員会を中心に審議を行い、必要に応じ整備を行っていく。

①日本建築学会論文等検索システム

②journal of Society of Architectural Historians/The University of California Press

③Landscape Architecture/Landscape Architecture

④Architectural Design/John Wiley & Sons Ltd

(新旧対照表) 別記様式第2号 (その1の1) 基本計画書 (2ページ)

新

図書・設備	新設学部等の名称	図書	学術雑誌		視聴覚資料	(略)
		[うち外国書]	[うち外国書]	電子ジャーナル		
		冊	種	[うち外国書]	点	
図書・設備	工芸学研究科 建築学専攻	1,620 [600]	<u>16 [5]</u>	<u>4 [3]</u>	50	
		(500 [200])	<u>(16 [5])</u>	<u>(4 [3])</u>	(50)	
	計	1,620 [600] (500 [200])	<u>16 [5]</u> <u>(16 [5])</u>	<u>4 [3]</u> <u>(4 [3])</u>	50 (50)	

旧

図書・設備	新設学部等の名称	図書	学術雑誌		視聴覚資料	(略)
		[うち外国書]	[うち外国書]	電子ジャーナル		
		冊	種	[うち外国書]	点	
図書・設備	工芸学研究科 建築学専攻	1,620 [600]	12 [2]	0 [0]	50	
		(500 [200])	(12 [2])	(0 [0])	(50)	
	計	1,620 [600] (500 [200])	12 [2] (12 [2])	0 [0] (0 [0])	50 (50)	

(改善事項) 工芸学研究科 建築学専攻

11. < 学生納付金の設定の考え方が不明確 >

「大学としての社会貢献の一環として、学生学納金に関しては、可能な限り低く設定することとした」とあるが、併せて示されている「近隣大学院等の学生納付金調べ」の結果では、授業料の金額は安価なものの、それ以外の入学金、施設設備費、初年度納付金（合計）の金額は比較対象の中で最高額となっていることから、改めて、学生納付金の設定の考え方について、根拠を含めて明確に説明すること。

(対応)

ご指摘の通り、【近隣大学院等の学生納付金調べ】の初年度納付金（合計）の金額は比較対象の中で最高額であるが、修了までの2年間の納付金合計では異なる結果となる。そこで【近隣大学院等の学生納付金調べ】の表に初年度納付金以外に2年間の納付金合計を追加する。なお立命館大学院については、工学系であることから表から削除した。

本学大学院の学生納付金については、年間授業料 790 千円、施設設備費 360 千円、入学料 300 千円と設定している。修了までの2年間の合計は 2,600 千円であり、近隣競合大学院の京都精華大学大学院（2,662 千円）、京都造形芸術大学大学院（2,654 千円）と同等である。

本学大学院の学生納付金は、文部科学省の平成 29 年度私立大学大学院入学者に係る学生納付金平均額(定員 1 人当たり)と比較すると単年度で授業料は 86.4 千円低額であるが施設設備費が 171.6 千円高額となっている。大学としての社会貢献の一貫として、学生納付金を可能な限り低く設定するように検討したが、教育の充実のために大学院生専用教室や研究指導できる教員室の拡充などの必要から施設設備費が結果として高額となった。今後、施設のリノベーションや備品のリサイクルなど積極的に取り組み、施設設備費の抑制に取り組みたい。また奨学金制度として、成績優秀なものに対する入学金の一部免除（150 千円）や、希望者全員を対象とするキャリアサポート（一級建築士取得）講座の学費免除（520 千円）等経済的な支援を考えている。

なお「大学としての社会貢献の一貫として、学納金に関しては、可能な限り低く設定することとした」という文書は誤解を招くため削除する。

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (10 ページ)

新	旧
1-1-3 学生納付金の設定の考え方 学生納付金については、年間授業料 790 千円、 <u>施設設備費 360 千円</u> 、入学料 300 千円と設定する。これらの金額は、文部科学省の平成 29 年度私立大学大学院入学者に係る <u>学生納付金平均額(定員 1 人当たり)</u> の調	1-1-3 学生納付金の設定の考え方 学生納付金については、年間授業料 790,000 円、入学料を 300,000 円と設定する。これらの金額は、文部科学省の平成 29 年度私立大学大学院入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員 1 人当たり)の調査結

査結果及び下記の近隣大学院等の学生納付金調べを参考に設定した。本学大学院の修了(2年間)までの学納金は2,600千円であり、近隣の競合芸術系建築大学院と同等であり妥当であると考える。

本学大学院の学生納付金は、文部科学省の平成29年度私立大学大学院入学者に係る学生納付金平均額(定員1人当たり)と比較すると単年度で授業料は86.4千円低額であるが施設設備費が171.6千円高額となっている。大学としての社会貢献の一貫として、学生納付金を可能な限り低く設定するように検討したが、教育の充実のために大学院生専用教室や研究指導できる教員室の拡充などの必要から施設設備費が結果として高額となった。今後、施設のリノベーションや備品のリサイクルなど積極的に取り組み、施設設備費の抑制に取り組みたい。また奨学金制度として、成績優秀なものに対する入学金の一部免除(150千円)や、希望者全員を対象とするキャリアサポート(一級建築士取得)講座の学費免除(520千円)等経済的な支援を考えている。

果及び下記の近隣の競合芸術系建築大学院の納付金を参考に設定した。大学としての社会貢献の一環として、学納金に関しては、可能な限り低く設定することとした。

【近隣大学院等の学生納付金調べ】

(単位：千円)

区分	入学 金	授業 料	施設 設備 費	初年度 納付金 (2年 合計)
京都造形 芸術大学 大学院 (芸術)	200	927	300	1,427 <u>(2,654)</u>
京都精華 大学大学院 (芸術)	100	938	343	1,381 <u>(2,662)</u>
私立大学 大学院 (芸術系) 平均	227.9	876.4	188.4	1,293 <u>(2,358)</u>
京都美術 工芸大学 大学院 (建築)	300	790	360	1,450 <u>(2,600)</u>

【近隣大学院等の学生納付金調べ】

(単位：千円)

区分	入学 金	授業 料	施設 設備 費	初年度 納付 (合計)
京都造形 芸術大学 大学院 (芸術)	200	927	300	1,427
京都精華 大学大学院 (芸術)	100	938	343	1,381
立命館大 学大学院 (工学)	300	1,150		1,450
私立大学 大学院 (芸術系) 平均	227.9	876.4	188.4	1,293
京都美術 工芸大学 大学院 (建築)	300	790	360	1450